

令和 8 年度合志市地域防災計画書新旧対比表

令和 8 年 6 月 3 0 日

防災会議

青字：国及び県の修正に基づく修正

緑字：熊本地方気象台の意見に基づく修正

赤字：合志市独自の修正（組織改編、経年変化、記載要領変更等）

紫字：防災委員の意見等による修正

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
目 次 (略)	目 次 (略)		
第 2 章	第 2 章		
第 1 節 地域防災力強化計画・・・・・・・・・・(安全安心課) (略)	第 1 節 地域防災力強化計画・・・・・・・・・・(安全安心課・ 各部局) (略)	関連部局追加	
第 5 節 火災予防計画・・・・・・・・・・(安全安心課) (略)	第 5 節 火災予防計画・・・・・・・・・・(安全安心課・ 都市建設部) (略)	関連部局追加	
第 3 章	第 3 章		
第 7 節 情報収集、共有及び被害報告取扱計画・・・・・・(各部局) (略) (新規)	第 7 節 情報収集 → 及び 共有 及び並びに 被害報告取扱計画・・・・(各部局) (略)	用語の修正	
第 13 節 医療救護計画・・・・・・・・・・(健康福祉部)	第 13 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 ・・・・・・・・(安全安心課・健康福祉部)	新規項目	
第 14 節 食料、物資等輸送計画・・・・・・・・(安全安心課・産業振興部) (略)	第 14 節 医療救護活動及び保健活動計画・・(健康福祉部・ こども部)	関連部局追加	
第 16 節 生活必需品供給計画・・(安全安心課・健康福祉部・産業振興部) (略)	第 15 節 食料、物資等 供給及び 輸送計画・・(安全安心課・産業振興部) (略)		
第 20 節 防疫計画・・・・・・・・・・(市民生活部・健康福祉部)	第 17 節 生活必需品供給計画・・(安全安心課・健康福祉部・産業振興部・ こども部) (略)	関連部局追加	目次
第 21 節 清掃計画・・・・・・・・・・(市民生活部) (略)	第 21 節 防疫計画・・・・・・・・・・(市民生活部・健康福祉部・ こども部)	新規項目	
第 4 章	第 22 節 清掃計画・・・・・・・・・・(市民生活部・ 下水道課) (略)	関連部局追加	
(略)	第 4 章 (略)		
第 4 節 その他の災害復旧計画・・・・(都市建設部・教育委員会教育部) (略)	第 4 節 その他の災害復旧計画・・・・(市民生活部 ・都市建設部・教育委員会教育部) (略)	関連部局追加	
第 7 節 被災者自立支援対策計画・・・・・・・・(健康福祉部)	第 7 節 被災者自立支援対策計画・・・・・・・・(健康福祉部・ こども部)	関連部局追加	
第 8 節 地震災害対策計画・・・・・・・・(安全安心課) (新規)	第 8 節 地震災害対策計画・・・・・・・・(安全安心課) 第 9 節 大規模火災対策計画 ・・・・・・・・(安全安心課・市民生活部・都市建設部)	新規項目	
資 料 編	資 料 編		
特別警報・警報・注意報の基準等・・・・・・・・	特別警報 → 警報・注意報 の基準等、 降灰予報の発表イメージ ・・・・・・・・	項目修正	
参 考	参 考		
(新規)	合志市備蓄計画 ・・・・・・・・・・ 別 冊	新規項目	

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
用語等の適正化 A、BやA・B A、B及びC等やA・B及びC等 A・B、C及びD ～するものとする。等 ～が必要。 辻、辻久保 平常時 取組み 子供 予め 危機管理防災課 第 1 章 総 則 (略) 第 2 節 表内 西日本電信電話株式会社 (略) 第 3 節 (略) 2. 災害特性 本市の災害は、梅雨期の豪雨や長雨、台風による暴風等の自然災害のほか、阿蘇山の噴火に伴う降灰、火砕流等の流出等による災害が予測される。また地震は、過去熊本県内では陸域の浅い場所での発生であり、主に別府－島原地溝帯に沿った地域とその周辺（布田川－日奈久断層帯に沿う地域、立田山断層に沿う地域など）で発生しており、いずれの場合もこれら自然災害による市民の生命、身体及び財産に及ぼす被害は甚大である。	用語等の適正化 A 及び B A、B、C等 A 及び B 並びに C 及び D ～する。 ～が必要。＝ 辻、辻久保 平時 取組 こども あらかじめ 危機管理防災推進課 第 1 章 総 則 (略) 第 2 節 表内 N T T 西日本電信電話株式会社 (略) 第 3 節 (略) 2. 災害特性 本市の災害は、梅雨期の豪雨や長雨、線状降水帯に伴う豪雨、台風による暴風等の自然災害のほか、阿蘇山の噴火に伴う降灰、火砕流等の流出等による災害が予測される。また地震は、過去熊本県内では陸域の浅い場所での発生であり、主に別府－島原地溝帯に沿った地域とその周辺（布田川－日奈久断層帯に沿う地域、立田山断層に沿う地域など）で発生しており、いずれの場合もこれら自然災害による市民の生命、身体及び財産に及ぼす被害は甚大である。	用語の適正化 市が主語の場合意思を示すため 句点は不要 誤字修正 県用語修正 (文科省関連は除く) 名称変更 社名変更 R7 年 8 月豪雨の反映	全域 2 3

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第 2 章 第 1 節 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災及び減災体制の構築に努める。 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材及び拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層及び女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 また、市は、地域における自助及び共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。 （追加）	第 2 章 第 1 節 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災及び減災体制の構築に努める。 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材及び拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層及び女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 また、市は、地域における自助及び共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。して啓発を行うとともに、令和 7 年 8 月豪雨の分析結果を反映した「避難場所を決め、避難する」ための項目に絞ったマイタイムライン様式についても、その普及を図る。 さらに、自主防災組織の活動活性化のため、希望する防災士を対象とした講習及び訓練を実施し、地域防災リーダーとしての S P 防災士の育成を進める。加えて、市民の防災情報収集手段として幅広い年代でスマートフォン等の利用が進んでいることを踏まえ、SNS 等によるプッシュ型の情報発信を行う。 また、県と連携し、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保及び育成や災害発生時における官民連携の強化、特に駐車場利用協定を締結するなど車両避難先の確保に努め、地域防災力の向上を図る。	県の修正に対応 市の具体策として S P 防災士を記載	4

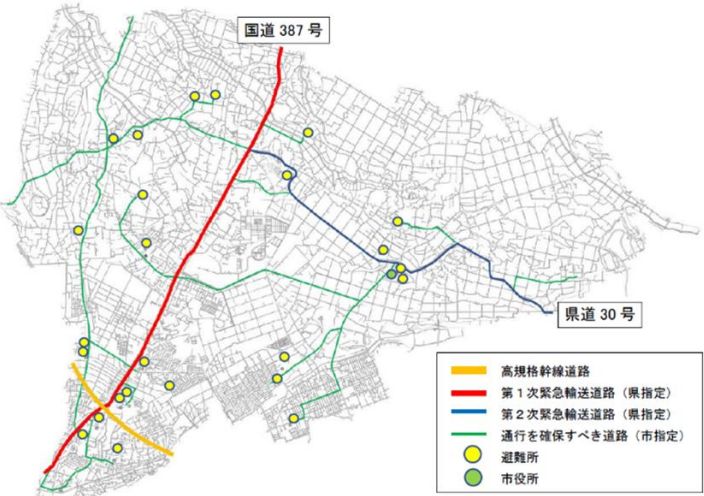
合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
1. 自 助 (略) (1) 平常時の行動 ア 知識等の取得 (追加) イ 事前の確認 命を守る「マイタイムライン（防災行動計画）」の作成 (追加) ウ 事前の備え (ア) 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等 (イ) ペットの避難要領の検討及び確認並びに餌、リード、ケージ等の準備 (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油 (追加)	1. 自 助 (略) (1) 平常時平時の行動 ア 知識等の取得 (ア) 過去の災害の発生状況 (イ) 気象予報警報等の種別と対策 (ウ) 防災訓練等への参加 イ 事前の確認 (ア) 命を守る「マイタイムライン（防災行動計画）」の作成 (イ) 自宅周辺のハザード (ウ) 避難するタイミング (エ) 避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所、） (オ) 家族等との連絡方法や集合方法 (カ) 就寝場所の安全 (キ) 災害情報の入手方法 (ク) 近隣の井戸の位置等の確認 (ケ) 防災行政無線戸別受信機等の操作要領、スイッチ確認 (コ) 自家用車も含めた事前避難先の確保 ウ 事前の備え (ア) 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等 (イ) 防災メールサービス、各種アプリへの登録 (ウ) ペットの避難要領の検討及び確認並びに餌、リード、ケージ等の準備 (エ) 自動車へのこまめな満タン給油 (オ) 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。） ※日常備蓄：通常の食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法 (カ) 非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、資格確認書、お薬手帳（コピー可）、着替え、懐中電灯、ラジオ（76MHz～99MHz 対応機種）等）の準備	県の修正に対応	4 5

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
4. 公共施設等災害予防 (新規) (略)	4. 公共施設等災害予防 (略) (1) 道路及び橋梁 道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護及び消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。このため、市長（道路管理者）は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。 また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。 ア 道路対策 市は、崩土、がけ崩れ等のおそれのある道路については、舗装事業等の年次計画と併せ、逐次、防災コンクリート擁壁、法面被覆などにより整備を図る。特に、県指定の緊急輸送道路及び市指定の通行を確保すべき道路については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。 緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。 自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携し、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。	R7.7 防災基本計画修正の反映 記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」 R7.7 防災基本計画修正の反映	6

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	また更に、排水路の不備によって交通不能となる道路の冠水箇所については、逐次、排水路等の整備を図るとともに渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失防止のため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。 合志市の周辺を含む緊急輸送道路網  イ 橋 梁対策 市内の橋梁については、特に水防上危険な橋梁はないと思われるが、老朽橋を含めて、防災及び交通上の見地から、重要度及び危険度を検討勘案し、順次改築整備を図る。	記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」 記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」	6 7

合志市地域防災計画新旧対比表

	修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)		(2) 上水道 上水道は、必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることはもとより、日常生活や産業活動の発展及び地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすため、市は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じる。	R6 年 4 月より水道行政が国交省に移管され公共土木施設に位置づけ⇒インフラとして記載	
(追加)		(3) 下水道 下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きい。そのため、汚水処理場やポンプ場の同水害被害に伴う停電に対する必要な対策を図る。 また、発災後は迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。	記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」 R7.7 防災基本計画修正の反映	7
		(4) ため池 豪雨等によりため池が決壊した場合の浸水想定区域や避難に関する情報について、ため池ハザードマップを確認し、必要な対策を図る。	記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」	
		(5) 社会福祉施設 市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対し、次の事項を必要に応じて指導及び助言するとともに、被災情報の収集に必要な連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援する。 ア 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。 イ 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。 ウ 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。	県防災計画の反映 県 R8 年 7 月豪雨の反映	

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	エ 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。 オ 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。 カ 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。 (6) 医療施設 市は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要な連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。 ア 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。 イ 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。 ウ 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 エ 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。 オ 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。 カ 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。 (7) 学校施設対策 災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、市立学校について、次に掲げる対策を講じる。 ア 校舎等の耐震性の確保 新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施する。 また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じる。 イ 設備及び備品の安全管理等 コンピューター、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、	県防災計画の反映 県防災計画の反映	8

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																																												
第2節 (略) 4. 急傾斜地山腹の崩壊危険箇所（県指定土砂災害警戒区域） <table><tr><th>番号</th><th>区域名</th><th>区域番号</th><th>所在地</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>20</td><td>合志塚2</td><td>407-3-030</td><td>野々島</td><td></td></tr><tr><td>21</td><td>須屋迫上2</td><td>407-1-003</td><td>須 屋</td><td></td></tr><tr><td>22</td><td>須屋</td><td>407-1-004</td><td>須 屋</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> (略) 第4節 1. 防災知識普及計画 (略) (1) 一般市民に対する防災知識の普及の内容 ア 市地域防災計画の概要 イ 災害予防および応急措置の概要 (略) ウ 防災サイレン吹鳴の意義 エ 指定緊急避難場所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認 (略) 2. 道路対策	番号	区域名	区域番号	所在地	備 考	(略)					20	合志塚2	407-3-030	野々島		21	須屋迫上2	407-1-003	須 屋		22	須屋	407-1-004	須 屋		(略)					防災対策を強化するとともに、児童生徒及び教職員の安全と避難通路が確保できる設置方法、場所等について十分配慮する。 なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認する。 第2節 (略) 4. 急傾斜地山腹の崩壊危険箇所（県指定土砂災害警戒区域） <table><tr><th>番号</th><th>区域名</th><th>区域番号</th><th>所在地</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>20</td><td>合志塚2</td><td>407-3-030</td><td>野々島</td><td></td></tr><tr><td>21</td><td>須屋迫上1</td><td>407-1-002</td><td>須 屋</td><td>R 5年9月再指定</td></tr><tr><td>22</td><td>須屋迫上2</td><td>407-1-003</td><td>須 屋</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> (略) 第4節 1. 防災知識普及計画 (略) (1) 一般市民に対する防災知識の普及の内容 ア 市地域防災計画の概要 イ 災害予防および応急措置の概要 (略) ウ 防災サイレン吹鳴の意義 エ マイタイムラインの活用 コ 指定緊急避難場所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認 (略) 2. 道路対策 削 除	番号	区域名	区域番号	所在地	備 考	(略)					20	合志塚2	407-3-030	野々島		21	須屋迫上1	407-1-002	須 屋	R 5年9月再指定	22	須屋迫上2	407-1-003	須 屋		(略)					県指定土砂災害警戒区域変更 マイタイムラインの追加 記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」	8 9 13
番号	区域名	区域番号	所在地	備 考																																																											
(略)																																																															
20	合志塚2	407-3-030	野々島																																																												
21	須屋迫上2	407-1-003	須 屋																																																												
22	須屋	407-1-004	須 屋																																																												
(略)																																																															
番号	区域名	区域番号	所在地	備 考																																																											
(略)																																																															
20	合志塚2	407-3-030	野々島																																																												
21	須屋迫上1	407-1-002	須 屋	R 5年9月再指定																																																											
22	須屋迫上2	407-1-003	須 屋																																																												
(略)																																																															

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
合志市の周辺を含む緊急輸送道路網  3. 橋梁対策 市内の橋梁については、特に水防上危険な橋梁はないと思われるが、老朽橋を含めて、防災及び交通上の見地から、重要度及び危険度を検討勘案し、順次改築整備を図る。 4. 汚水処理施設対策 下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場の同水害に伴う停電に対する必要な対策を図る。 5. ため池対策 豪雨等によりため池が決壊した場合の浸水想定区域や避難に関する情報について、ため池ハザードマップを確認し、必要な対策を図る。	削 除 2. 橋梁対策 削 除 2. 汚水処理施設対策 削 除 5. ため池対策 削 除	記載場所の修正「風水害予防計画」⇒「公共施設等災害予防」	P

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規) 6. 土地利用の適正化 平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。 また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。 7. 市民の早期避難対策（予防的避難の推進） 地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成して市民等に提供し、地域の水害及び土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、市民等に確認を促すよう努める。	2. 内水氾濫対策 近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。 (1) 逃げ遅れ等を防止するため、内水ハザードマップ作成を促進する。 (2) 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、SNS等での予防的避難の呼びかけや訓練を通じた初動体制の強化など早期避難につながるソフト対策を県と連携して実施する。 6-3. 土地利用の適正化 7-4. 市民の早期避難対策（予防的避難の推進） 地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成して市民等に提供し、地域の水害及び土砂災害リスクや災害時にとるべき行動並びにマイタイムラインの検討及び作成について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、市民等に確認を促すよう努める。	県計画の反映 令和 7 年 8 月 豪雨からの復旧・復興プランによる修正 マイタイムラインの追加	14

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第5節 火災予防計画（安全安心課） （追加）	第5節 火災予防計画（安全安心課・都市建設部） 1. 災害に強いまちづくり (1) 災害に強いまちの形成 ア 市及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震及び不燃化、水面及び緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水、下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。 イ 市、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。 (2) 火災に対する建築物の安全化 ア 消防用設備等の整備及び維持管理 (ア) 市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。	R7.7 防災基本計画修正の反映	14
			15

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(イ) 市、県、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。 また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。 イ 建築物の防火管理体制 市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。 ウ 建築物の安全対策の推進 (ア) 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。 (イ) 市、県、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料及び防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。 (ウ) 市及び県は、文化財保護のための施設及び設備の整備等の防火対策に努めるものとする。 2. 防災知識の普及 (1) 防災知識の普及 市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火事の危険性を周知する。	R7.7 防災基本計画修正の反映	15

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(2) 防災関連設備等の普及 市は、市民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。 3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧及び復興への備え (1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係 市は、指定緊急避難場所について、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。 (2) 施設及び設備の応急復旧活動関係 市及び県、公共機関は、それぞれの所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備するものとする。 (3) 防災関係機関等の防災訓練の実施 ア 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施するものとする。 イ 消防機関を始めとする市、県、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練の実施を追求するものとする。	R7.7 防災基本計画修正の反映	15

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前										修正後										修正理由等	P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1. 消防力の充実強化										4. 消防力の充実強化										人員変動	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(略)										(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(1) 消防施設等の充実強化										(1) 消防施設等の充実強化																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(略)										(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
イ 計 画										イ 計 画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(ア) 消防力の現況										(ア) 消防力の現況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
本市の消防力は、次表のとおりである。										本市の消防力は、次表のとおりである。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
消防水利の現況 (R 7. 4. 1 現在)										消防水利の現況 (R 8. 4. 1 現在)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table><tr><th rowspan="2">総計</th><th colspan="4">防・火・水・槽</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">その他 ※</th></tr><tr><th>100㎡以上</th><th>40㎡以上 100㎡未満</th><th>40㎡未満</th><th>小口計</th></tr><tr><td>1394</td><td>0</td><td>294</td><td>151</td><td>445</td><td>949</td><td>11</td></tr></table>										総計	防・火・水・槽				消火栓	その他 ※	100㎡以上	40㎡以上 100㎡未満	40㎡未満			小口計	1394	0	294	151	445	949	11	<table><tr><th rowspan="2">総計</th><th colspan="4">防・火・水・槽</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">その他 ※</th></tr><tr><th>100㎡以上</th><th>40㎡以上 100㎡未満</th><th>40㎡未満</th><th>小口計</th></tr><tr><td>1446</td><td>0</td><td>318</td><td>152</td><td>470</td><td>965</td><td>11</td></tr></table>										総計	防・火・水・槽				消火栓	その他 ※	100㎡以上	40㎡以上 100㎡未満	40㎡未満	小口計	1446	0	318	152	470	965	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
総計	防・火・水・槽				消火栓	その他 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	100㎡以上	40㎡以上 100㎡未満	40㎡未満	小口計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1394	0	294	151	445	949	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
総計	防・火・水・槽				消火栓	その他 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	100㎡以上	40㎡以上 100㎡未満	40㎡未満	小口計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1446	0	318	152	470	965	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(イ) 本市消防団の現況 (R 7. 4. 1 現在)										(イ) 本市消防団の現況 (R 8. 4. 1 現在)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
団長 1 人 副団長 3 名 総員 622 人 (うち女性消防団員 52 人)										団長 1 人 副団長 3 名 総員 625 人 (うち女性消防団員 54 人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<table><tr><th>階級 分団名</th><th>分団長</th><th>副 分団長</th><th>部 長</th><th>班 長</th><th>団 員 (消防団員)</th><th>計</th><th>小型ポンプ</th><th>ポンプ 自動車</th><th>積載車</th></tr><tr><td>第 1 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>30</td><td>38</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>第 2 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>34</td><td>42</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>第 3 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>18</td><td>20</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>第 4 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>29</td><td>35</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>第 5 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>28</td><td>34</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>第 6 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>24</td><td>30</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 7 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>20 (2)</td><td>28</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 8 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>8</td><td>14</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>第 9 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>28 (8)</td><td>36</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 10 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>37 (8)</td><td>44</td><td>4</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 11 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>56</td><td>63</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 12 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>41 (4)</td><td>49</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>第 13 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>45</td><td>52</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 14 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>41</td><td>48</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>本部機動隊</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>79</td><td>85</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>15</td><td>28</td><td>46</td><td>518 (20)</td><td>618</td><td>43</td><td>0</td><td>42</td></tr></table>										階級 分団名	分団長	副 分団長	部 長	班 長	団 員 (消防団員)	計	小型ポンプ	ポンプ 自動車	積載車	第 1 分団	1	1	2	4	30	38	4	0	4	第 2 分団	1	1	2	4	34	42	4	0	4	第 3 分団	1	1	1	1	18	20	1	0	1	第 4 分団	1	1	2	2	29	35	2	0	2	第 5 分団	1	1	2	2	28	34	2	0	2	第 6 分団	1	1	1	3	24	30	3	0	3	第 7 分団	1	1	2	4	20 (2)	28	3	0	3	第 8 分団	1	1	2	2	8	14	2	0	2	第 9 分団	1	1	2	4	28 (8)	36	3	0	3	第 10 分団	1	1	1	4	37 (8)	44	4	0	3	第 11 分団	1	1	2	3	56	63	3	0	3	第 12 分団	1	1	2	4	41 (4)	49	4	0	4	第 13 分団	1	1	2	3	45	52	3	0	3	第 14 分団	1	1	2	3	41	48	3	0	3	本部機動隊	1	1	1	3	79	85	2	0	2	計	15	15	28	46	518 (20)	618	43	0	42	<table><tr><th>階級 分団名</th><th>分団長</th><th>副 分団長</th><th>部 長</th><th>班 長</th><th>団 員 (消防団員)</th><th>計</th><th>小型ポンプ</th><th>ポンプ 自動車</th><th>積載車</th></tr><tr><td>第 1 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>29</td><td>37</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>第 2 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>33</td><td>41</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>第 3 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>17</td><td>21</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>第 4 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>29</td><td>35</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>第 5 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>27</td><td>33</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>第 6 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>21</td><td>27</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 7 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>22 (2)</td><td>30</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 8 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>9</td><td>14</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>第 9 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>28 (8)</td><td>37</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 10 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>40 (9)</td><td>47</td><td>4</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 11 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>55</td><td>62</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 12 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>41 (4)</td><td>49</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>第 13 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>46</td><td>53</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>第 14 分団</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>39</td><td>46</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>本部機動隊</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>83</td><td>89</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>15</td><td>25</td><td>47</td><td>519 (21)</td><td>621</td><td>43</td><td>0</td><td>42</td></tr></table>										階級 分団名	分団長	副 分団長	部 長	班 長	団 員 (消防団員)	計	小型ポンプ	ポンプ 自動車	積載車	第 1 分団	1	1	2	4	29	37	4	0	4	第 2 分団	1	1	2	4	33	41	4	0	4	第 3 分団	1	1	1	1	17	21	1	0	1	第 4 分団	1	1	2	2	29	35	2	0	2	第 5 分団	1	1	2	2	27	33	2	0	2	第 6 分団	1	1	1	3	21	27	3	0	3	第 7 分団	1	1	2	4	22 (2)	30	3	0	3	第 8 分団	1	1	1	2	9	14	2	0	2	第 9 分団	1	1	2	5	28 (8)	37	3	0	3	第 10 分団	1	1	1	4	40 (9)	47	4	0	3	第 11 分団	1	1	2	3	55	62	3	0	3	第 12 分団	1	1	2	4	41 (4)	49	4	0	4	第 13 分団	1	1	2	3	46	53	3	0	3	第 14 分団	1	1	2	3	39	46	3	0	3	本部機動隊	1	1	1	3	83	89	2	0	2	計	15	15	25	47	519 (21)	621	43	0	42
階級 分団名	分団長	副 分団長	部 長	班 長	団 員 (消防団員)	計	小型ポンプ	ポンプ 自動車	積載車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 1 分団	1	1	2	4	30	38	4	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 2 分団	1	1	2	4	34	42	4	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 3 分団	1	1	1	1	18	20	1	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 4 分団	1	1	2	2	29	35	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 5 分団	1	1	2	2	28	34	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 6 分団	1	1	1	3	24	30	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 7 分団	1	1	2	4	20 (2)	28	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 8 分団	1	1	2	2	8	14	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 9 分団	1	1	2	4	28 (8)	36	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 10 分団	1	1	1	4	37 (8)	44	4	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 11 分団	1	1	2	3	56	63	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 12 分団	1	1	2	4	41 (4)	49	4	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 13 分団	1	1	2	3	45	52	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 14 分団	1	1	2	3	41	48	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
本部機動隊	1	1	1	3	79	85	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
計	15	15	28	46	518 (20)	618	43	0	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
階級 分団名	分団長	副 分団長	部 長	班 長	団 員 (消防団員)	計	小型ポンプ	ポンプ 自動車	積載車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 1 分団	1	1	2	4	29	37	4	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 2 分団	1	1	2	4	33	41	4	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 3 分団	1	1	1	1	17	21	1	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 4 分団	1	1	2	2	29	35	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 5 分団	1	1	2	2	27	33	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 6 分団	1	1	1	3	21	27	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 7 分団	1	1	2	4	22 (2)	30	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 8 分団	1	1	1	2	9	14	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 9 分団	1	1	2	5	28 (8)	37	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 10 分団	1	1	1	4	40 (9)	47	4	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 11 分団	1	1	2	3	55	62	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 12 分団	1	1	2	4	41 (4)	49	4	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 13 分団	1	1	2	3	46	53	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 14 分団	1	1	2	3	39	46	3	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
本部機動隊	1	1	1	3	83	89	2	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
計	15	15	25	47	519 (21)	621	43	0	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前											修正後											修正理由等	P																																																																														
(ウ) 消防施設強化促進計画 令和7年度から令和11年度までの5年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。 消防施設強化促進計画表（R7年度～R11年度） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>年度</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ（買い換え）</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ積載車（買い換え）</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">消防水利</td><td>防火水槽</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>消火栓</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>											区分		年度	R7	R8	R9	R10	R11	小型動力ポンプ（買い換え）			2	2	2	2	2	小型動力ポンプ積載車（買い換え）			1	2	2	2	2	消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1	消火栓		3	3	3	3	3	(ウ) 消防施設強化促進計画 令和8年度から令和12年度までの5年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。 消防施設強化促進計画表（R8年度～R12年度） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>年度</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ（買い換え）</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ積載車（買い換え）</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">消防水利</td><td>防火水槽</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>消火栓</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>											区分		年度	R8	R9	R10	R11	R12	小型動力ポンプ（買い換え）			2	2	2	2	2	小型動力ポンプ積載車（買い換え）			2	2	2	2	2	消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1	消火栓		3	3	3	3	3	計画修正	16
区分		年度	R7	R8	R9	R10	R11																																																																																														
小型動力ポンプ（買い換え）			2	2	2	2	2																																																																																														
小型動力ポンプ積載車（買い換え）			1	2	2	2	2																																																																																														
消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1																																																																																														
	消火栓		3	3	3	3	3																																																																																														
区分		年度	R8	R9	R10	R11	R12																																																																																														
小型動力ポンプ（買い換え）			2	2	2	2	2																																																																																														
小型動力ポンプ積載車（買い換え）			2	2	2	2	2																																																																																														
消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1																																																																																														
	消火栓		3	3	3	3	3																																																																																														
(略) 2. 消防思想の普及徹底 (略) (3) 危険物製造所等の現況 ア 危険物製造所等の現況（R7. 4. 1 現在） <table><tr><th rowspan="2">製造所</th><th colspan="7">貯蔵所</th><th colspan="4">取扱所</th><th rowspan="2">総計</th></tr><tr><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>地下</th><th>移動</th><th>小計</th><th>給油取扱所</th><th>販売取扱所</th><th>一般取扱所</th><th>小計</th></tr><tr><td>0</td><td>16</td><td>2</td><td>16</td><td>6</td><td>23</td><td>6</td><td>69</td><td>23</td><td>0</td><td>22</td><td>45</td><td>114</td></tr></table>											製造所	貯蔵所							取扱所				総計	屋内	屋外	屋外	屋内	地下	移動	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	0	16	2	16	6	23	6	69	23	0	22	45	114	(略) 5. 消防思想の普及徹底 (略) (3) 危険物製造所等の現況 ア 危険物製造所等の現況（R8. 4. 1 現在） <table><tr><th rowspan="2">製造所</th><th colspan="7">貯蔵所</th><th colspan="4">取扱所</th><th rowspan="2">総計</th></tr><tr><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>地下</th><th>移動</th><th>小計</th><th>給油取扱所</th><th>販売取扱所</th><th>一般取扱所</th><th>小計</th></tr><tr><td>0</td><td>17</td><td>2</td><td>17</td><td>15</td><td>22</td><td>4</td><td>77</td><td>23</td><td>0</td><td>23</td><td>46</td><td>123</td></tr></table>											製造所	貯蔵所							取扱所				総計	屋内	屋外	屋外	屋内	地下	移動	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	0	17	2	17	15	22	4	77	23	0	23	46	123	現況変化	17				
製造所	貯蔵所							取扱所				総計																																																																																									
	屋内	屋外	屋外	屋内	地下	移動	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計																																																																																										
0	16	2	16	6	23	6	69	23	0	22	45	114																																																																																									
製造所	貯蔵所							取扱所				総計																																																																																									
	屋内	屋外	屋外	屋内	地下	移動	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計																																																																																										
0	17	2	17	15	22	4	77	23	0	23	46	123																																																																																									

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第6節 (略) 3. 市民に対する防災知識の普及 (略) (1) 普及内容 (略) オ 平常時の心得（日頃の準備） (略) (ク) 非常持出品（救急品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証、おくすり手帳（コピー可）等）の準備 (略) (サ) 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認 (シ) 緊急連絡先の確認 (ス) 家族間等による安否の確認方法 (セ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について	第6節 (略) 3. 市民に対する防災知識の普及 (略) (1) 普及内容 (略) オ 平時の心得（日頃の準備） (略) (ク) 非常持出品（救急品、懐中電灯、ラジオ（76MHz～99MHz対応機種）、乾電池、マイナンバーカード、健康保険証資格確認書、おくすり手帳（コピー可）等）の準備 (略) (サ) マイタイムラインの作成 a 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認 b 緊急連絡先の確認 c 家族間等による安否の確認方法 (シ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について	R7. 4. 10「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申」に伴う修正及びマイナ保険証利用移行に伴う修正 マイタイムラインの追加	19

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
7. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等 市は、県が市町村、大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進める事業に協力する。 市等は、大規模災害により生じた遺構を保存及び管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。 (略) 第7節 (略) 2. 防災訓練の種類とその内容 (1) 総合防災訓練 (略) イ 内 容 災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資の輸送、消防水防活動、ライフラインの復旧、図上シミュレーション訓練等を実施するものとする。実施においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努める。この際、ICT（情報通信技術）の利活用に努める。	7. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等 市は、県が市町村、大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進める事業に協力する。 市等は、大規模災害により生じた遺構を保存及び管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。 (略) 第7節 (略) 2. 防災訓練の種類とその内容 (1) 総合防災訓練 (略) イ 内 容 災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、安否確認、避難所運営、避難誘導、救出救護、災害警備、交通規制、救援物資の輸送、消防水防活動、防疫、道路啓開、燃料供給、ライフラインの復旧、図上シミュレーション訓練等を実施するものとする。実施においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努める。この際、ICT（情報通信技術）の利活用に努める。	R7.7 防災基本計画修正の反映 県計画の反映	21 24

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P									
第8節 (略) 1. 自主防災組織の方針 (略) (3) 市は、地域ごとの自主防災組織の設置、育成及び活動の活性化を図り、消防団、事業所、合志市防災士連絡協議会、その他の団体等との連携を通じて地域が一致団結し、災害時には市と自主防災組織が連絡を密に行い、自主防災組織における安否確認、避難支援、避難所で自ら活動する等、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備に努める。 2. 地域住民等の自主防災組織 (略) (3) 組織づくり (略) エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化 (7) 自主防災組織結成の促進（R 7. 4. 1 現在 結成数 6 2 団体） <table border="1"><tr><td>連番</td><td>組織名</td></tr><tr><td>6</td><td>堀川区自衛消防団</td></tr></table>	連番	組織名	6	堀川区自衛消防団	第8節 (略) 1. 自主防災組織の方針 (略) (3) 市は、地域ごとの自主防災組織の設置、育成及び活動の活性化を図り、 自主防災組織や合志市防災士連絡協議会等の多様な主体 と消防団、事業所、 合志市防災士連絡協議会 、その他の団体等との連携を通じて地域が一致団結し、災害時には市と自主防災組織が連絡を密に行い、自主防災組織における安否確認、避難支援、避難所で自ら活動する等、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備に努める。 2. 地域住民等の自主防災組織 (略) (3) 組織づくり (略) エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化 (7) 自主防災組織結成の促進（R 8 . 4. 1 現在 結成数 6 3 団体） <table border="1"><tr><td>連番</td><td>組織名</td></tr><tr><td>6</td><td>堀川区自主防災組織</td></tr><tr><td>63</td><td>そらのまち区自主防災組織</td></tr></table>	連番	組織名	6	堀川区 自主防災組織	63	そらのまち区自主防災組織	R7.7 防災基本 計画修正の反映 <
連番	組織名											
6	堀川区自衛消防団											
連番	組織名											
6	堀川区 自主防災組織											
63	そらのまち区自主防災組織											

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第9節 災害ボランティア計画 1. 地域福祉の推進 (略) さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平常時から連携に努めるものとする。 (略) (新規)	第9節 災害ボランティア計画 1. 地域福祉の推進 (略) さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平常時から連携に努めるものとする。 市は、広報活動、啓発活動等を通じ、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 (略) 3. 災害ボランティアの養成及び登録並びに体制整備及び連携体制の強化 NPO等のボランティア団体ネットワーク、市社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、受入れ等に必要な体制を整備するものとする。 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。 (1) 養成と登録 NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。 市社協は、市の支援のもと、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努め、市と連携を図り、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。加えて、活動申込み	R7.7 防災基本計画修正の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映 県計画に基づく追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 県独自修正、 R7年8月豪雨復旧プランを反映	28 29

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	に必要な登録項目や登録システムの統一化を進め、複数市町村での活動を円滑にする仕組みづくりを図るものとする。 また、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努めるものとする。 さらに、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供するものとし、登録システムを適切に運用できるよう、ICT研修を通じて人材育成に努めるものとする。 (2) 体制整備 市は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るとともに、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。 市社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。 市は、災害ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備及び強化を、研修や訓練を通じて推進する。	県計画に基づく追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映	29

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第10節 避難行動要支援者支援計画（健康福祉部） 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策について、本計画に定める。 （追加） 1. 避難行動要支援者支援体制の整備 （略） （4） 避難行動要支援者名簿の作成 市は、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、被災者支援業務の迅速化又は効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。	第10節 避難行動要支援者支援計画（健康福祉部） 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策について、本計画に定める。 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。 1. 避難行動要支援者支援体制の整備 （略） （4） 避難行動要支援者名簿の作成 市は、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平常時平時</u>において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、被災者支援業務の迅速化又は効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討す<u>るため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u>	R7.7 防災基本 計画修正の反映 R7.7 防災基本 計画修正の反映	31 33

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第 1 3 節 受援計画（総務課・各部局） （略） 2. 応援団体との連携 （新規） (1) 応急対策職員派遣制度の活用	第 1 3 節 受援計画（総務課・各部局） （略） 2. 応援団体との連携 (1) 国等との関係 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要がある場合は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めることができる。 上記要求ができない場合は、その旨及び市の災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。 (2) 応急対策職員派遣制度の活用	R7.7 防災基本 計画修正の反映	38

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第 3 章 第 1 節 1. 合志市の災害対策組織 (1) 合志市防災会議 (略) エ 合志市防災会議構成機関 表内 西日本電信電話株式会社 (2) 合志市災害対策本部 (略) イ 設置基準 (ア) 大雨、台風等により災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から、本部を設置して応急対応を必要とするとき。 (追加) (イ) 震度 6 弱以上の地震が発生又は長周期地震動階級 4 が発表されたとき。 (ウ) 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。 (エ) 必要に応じ、本部長が当該配置又は全職員参集を指示したとき。 オ 対策本部支援室 本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。 (ア) 対策本部支援室の所掌事務は下記のとおりとし、対策本部支援室長は、室員及び班員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。 (略)	第 3 章 第 1 節 1. 合志市の災害対策組織 (1) 合志市防災会議 (略) エ 合志市防災会議構成機関 表内 NTT 西日本電信電話株式会社 (2) 合志市災害対策本部 (略) イ 設置基準 (ア) 大雨、台風等により災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から、本部を設置して応急対応を必要とするとき。 (イ) 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、市内にレベル 3 大雨警報又はレベル 3 土砂災害警報が発表された場合あるいはレベル 4 の危険警報以上が発表され、指定避難所を開設し、避難指示を発令する場合 (ウ) 震度 6 弱以上の地震が発生又は長周期地震動階級 4 が発表されたとき。 (エ) 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。 (オ) 必要に応じ、本部長が当該配置又は全職員参集を指示したとき。 オ 対策本部支援室 本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。 (ア) 対策本部支援室の所掌事務は下記のとおりとし、対策本部支援室長は、室員及び班員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。当初の編成は災害警戒本部を基準とする。 (略)	社名変更 防災気象情報の変更及び R7 年 8 月豪雨を踏まえた修正 編成基準を明示	39 40

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後				修正理由等	P
(略)				(略)				指定福祉避難所は避難者が限定され、意思確認を実施	42
対策本部支援室の主要業務 (表-2)				対策本部支援室の主要業務 (表-2)					
避難所開設・運営機能	避難所支援班	学校教育課長	1. 避難所の開設及び運営に関する統制並びに調整 2. 避難所班の運用	避難所開設・運営機能	避難所支援班	学校教育課長	1. 避難所の開設及び運営に関する統制並びに調整 2. 避難所班の運用		
	援護班	福祉課長	1. 福祉避難所の開設及び調整 2. 避難行動要支援者及び高齢者福祉施設に対する情報伝達 3. 避難行動要支援者の避難及び避難誘導 4. 避難所での母子ニーズの把握		援護班	福祉課長	1. 福祉避難所の開設及び調整 (避難希望者の確認) 2. 避難行動要支援者及び高齢者福祉施設に対する情報伝達 3. 避難行動要支援者の避難及び避難誘導 4. 避難所での母子ニーズの把握		
	物資輸送班	商工振興課長	1. 食料、生活必需品等のニーズの把握 2. 物資の調達及びリスト管理 3. 物資(支援物資含む。)の受入及び配分調整 4. 物資の倉庫管理 5. 関係機関との調整		物資輸送班	商工振興課長	1. 食料、生活必需品等のニーズの把握 2. 物資の調達及びリスト管理 3. 物資(支援物資含む。)の受入及び配分調整 4. 物資の倉庫管理 5. 関係機関との調整		
各災害対策本部の編制及び事務分掌 (表-3)				各災害対策本部の編制及び事務分掌 (表-3)				活動は避難所に限定されないため	44
対策部名	部長	担当課	事〇務〇分〇掌	対策部名	部長	担当課	事〇務〇分〇掌		
健康対策部	健康福祉部長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	1. 避難所(福祉避難所)の調整及び運営に関する事 2. 避難所における健康管理に関する事 3. 被災者の栄養指導に関する事 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関する事 5. 防疫(感染症対策等)活動の実施に関する事 6. 高齢者福祉施設及び障がい者施設の被害調査に関する事 7. 災害救助法に基づく諸対策に関する事 8. 医療機関及び菊池地域保健医療調整現地本部等との連絡調整に関する事 9. 医療品及び衛生材料の調達並びに供給に関する事 10. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に関する事 11. 避難所(福祉避難所)における救助物資の集配の体制整備に関する事 12. 義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関する事	健康対策部	健康福祉部長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	1. 避難所(福祉避難所)の調整及び運営に関する事 2. 避難所における被災者の健康管理(保健活動) に関する事 3. 被災者の栄養指導に関する事 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関する事 5. 防疫(感染症対策等)活動の実施に関する事 6. 高齢者福祉施設及び障がい者施設の被害調査に関する事 7. 災害救助法に基づく諸対策に関する事 8. 医療機関及び菊池地域保健医療調整現地本部等との連絡調整に関する事 9. 医療品及び衛生材料の調達並びに供給に関する事 10. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に関する事 11. 避難所(福祉避難所)における救助物資の集配の体制整備に関する事 12. 義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関する事		
こども対策部	こども部長	こども未来課 こども家庭課	1. 児童保育施設の被害調査に関する事 2. 避難所での性的被害防止に関する事 3. 一時子供預かりに関する事 4. 避難所における母子(女性)専用スペースに関する事 5. 避難所等における妊産婦、乳幼児、子育て家庭等のニーズを踏まえた物資に関する事	こども対策部	こども部長	こども未来課 こども家庭課	1. 児童保育施設の被害調査に関する事 2. 避難所での性的被害防止に関する事 3. 一時子供預かりに関する事 4. 避難所における母子(女性)専用スペースに関する事 5. 避難所等における妊産婦、乳幼児、子育て家庭等のニーズを踏まえた物資に関する事 6. 被災者(妊産婦、乳幼児、子育て家庭等を含む)の健康管理(保健活動) に関する事		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																									
第2節 動員計画（安全安心課・各部局） 2. 市役所職員の配置 (1) 災害発生のおそれのある場合 ア 関係部（局）長による配置 (略) (イ) 災害発生のおそれがある注意報又は警報・特別警報が発表されたとき。 (略) イ 本部長（市長）による待機職員の指示等 本部長は、災害発生のおそれのある注意報又は警報・特別警報があったときは、必要に応じて関係部（局）長を招集し、情報を検討して待機職員の指示その他応急措置を講ずる。	第2節 動員計画（安全安心課・各部局） 2. 市役所職員の配置 (1) 災害発生のおそれのある場合 ア 関係部（局）長による配置 (略) (イ) 災害発生のおそれがある注意報又は警報一、危険警報、特別警報が発表されたとき。 (略) イ 本部長（市長）による待機職員の指示等 本部長は、災害発生のおそれのある注意報又は警報一、危険警報、特別警報があったときは、必要に応じて関係部（局）長を招集し、情報を検討して待機職員の指示その他応急措置を講ずる。	新たな防災気象情報の基準による	46																																									
災害発生のおそれのある主な注意報又は警報・特別警報 <table><tr><th>注 意 報</th><th>警 報</th><th>特別警報</th></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>暴風雪警報</td><td>暴風雪特別警報</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>暴風警報</td><td>暴風特別警報</td></tr><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨警報</td><td>大雨特別警報</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>大雪警報</td><td>大雪特別警報</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>洪水警報</td><td></td></tr></table>	注 意 報	警 報		特別警報	風雪注意報	暴風雪警報	暴風雪特別警報	強風注意報	暴風警報	暴風特別警報	大雨注意報	大雨警報	大雨特別警報	大雪注意報	大雪警報	大雪特別警報	洪水注意報	洪水警報		災害発生のおそれのある主な注意報又は警報一、危険警報、特別警報 (※相当情報対象外) <table><tr><th>注 意 報</th><th>警 報</th><th>危険警報</th><th>特別警報</th></tr><tr><td>レベル2 大雨注意報</td><td>レベル3 大雨警報</td><td>レベル4 大雨危険警報</td><td>レベル5 大雨特別警報</td></tr><tr><td>レベル2 土砂災害注意報</td><td>レベル3 土砂災害警報</td><td>レベル4 土砂災害危険警報</td><td>レベル5 土砂災害特別警報</td></tr><tr><td>風雪注意報※</td><td>暴風雪警報※</td><td></td><td>暴風雪特別警報※</td></tr><tr><td>強風注意報※</td><td>暴風警報※</td><td></td><td>暴風特別警報※</td></tr><tr><td>大雪注意報※</td><td>大雪警報※</td><td></td><td>大雪特別警報※</td></tr></table> (大雨：低地の浸水や大河川以外の氾濫)、(土砂災害：急傾斜地の崖崩れや土石流) (合志市には氾濫の対象となる1級河川等の大河川は存在しない。)	注 意 報	警 報	危険警報	特別警報	レベル2 大雨注意報	レベル3 大雨警報	レベル4 大雨危険警報	レベル5 大雨特別警報	レベル2 土砂災害注意報	レベル3 土砂災害警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル5 土砂災害特別警報	風雪注意報※	暴風雪警報※		暴風雪特別警報※	強風注意報※	暴風警報※		暴風特別警報※	大雪注意報※	大雪警報※		大雪特別警報※
注 意 報	警 報	特別警報																																										
風雪注意報	暴風雪警報	暴風雪特別警報																																										
強風注意報	暴風警報	暴風特別警報																																										
大雨注意報	大雨警報	大雨特別警報																																										
大雪注意報	大雪警報	大雪特別警報																																										
洪水注意報	洪水警報																																											
注 意 報	警 報	危険警報	特別警報																																									
レベル2 大雨注意報	レベル3 大雨警報	レベル4 大雨危険警報	レベル5 大雨特別警報																																									
レベル2 土砂災害注意報	レベル3 土砂災害警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル5 土砂災害特別警報																																									
風雪注意報※	暴風雪警報※		暴風雪特別警報※																																									
強風注意報※	暴風警報※		暴風特別警報※																																									
大雪注意報※	大雪警報※		大雪特別警報※																																									

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
3. 市職員の配置基準及び応援 (1) 災害対策本部設置前の情報収集体制 ア 情報連絡室 (略) (イ) 設置基準 市内に気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）、警報が発表又は自主避難所を開設した場合、震度4又は長周期地震動階級3以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。 この際、自主避難所を開設する必要がないと判断した場合は、③及び④は自宅待機又は連絡が取れる体制とする。又③は、自主避難所開設以降は自宅待機とし、自主避難所を増設する場合に再度動員する。 (ウ) 組織及び主要業務 イ 災害警戒本部 (略) (イ) 設置基準 市内に気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨警報、洪水警報含む）が発表された場合、震度5弱若しくは震度5強を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。あるいは、長周期地震動階級3が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。 (略)	3. 市職員の配置基準及び応援 (1) 災害対策本部設置前の情報収集体制 ア 情報連絡室 (略) (イ) 設置基準 a 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、市内に気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）レベル2大雨注意報及びレベル2土砂災害注意報が発表された場合 b レベル3の気象警報が発表された場合 c 自主避難所を開設する場合 d 震度4又は長周期地震動階級3以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。 この際、自主避難所を開設する必要がないと判断した場合は、次表の③及び④は自宅待機又は連絡が取れる体制とする。又③は、自主避難所開設以降は自宅待機とし、自主避難所を増設する場合に再度動員する。 (ウ) 組織編成及び主要業務 イ 災害警戒本部 (略) (イ) 設置基準 a 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、市内に気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨警報、洪水警報含む）レベル3の気象警報が発表された場合 b レベル3の気象警報が2つ以上発表又は発表の可能性が有る場合 c 震度5弱若しくは震度5強を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。あるいは、長周期地震動階級3が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。	防災気象情報の変更及びR7年8月豪雨を踏まえた修正 防災気象情報の変更及びR7年8月豪雨を踏まえた修正	47 48

合志市地域防災計画新旧対比表

合志市地域防災計画新旧対比表					修正後					修正理由等		P
(ウ) 組織及び主要業務					(ウ) 組織編成 及び主要業務					R7.7 防災基本 計画修正の反映		48
長	編成		人員	主要業務		長	編成		人員			
総務部長	②総務班 総務課長	市民課 税務課 環境衛生課	2	市民対応（被害及び被災） 愛玩動物問い合わせ対応		②総務班 総務課長	市民課 税務課 環境衛生課	2	市民対応（被害及び被災） 愛玩動物 問い合わせ 問合せ 対応		現在の使用名 称に変更	49
	④広報班 企画課長	企画課	2	市民へ周知及び情報発信 市営バス交通規制		④広報班 企画課長	企画課	2	市民へ周知及び情報発信 コミュニティ交通 の交通規制			
	⑤避難所支援班 学校教育課長	学校教育課 生涯学習課	2	避難所（調整）運営支援 避難所班の統括		⑤避難所支援班 学校教育課長	学校教育課 生涯学習課	2	避難所（調整）運営支援 避難所班の統括			
	⑥援護班 福祉課長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課 こども未来課 こども家庭課	2	福祉避難所との調整 避難行動要支援者への措置		⑥援護班 福祉課長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課 こども未来課 こども家庭課	2 3	避難所での母子等のニーズの把握 福祉避難所との調整 避難行動要支援者への措置			
			1 必要に応じ増員	避難所での救護・巡回（保健師）				1 必要に応じ増員	避難所での救護・巡回（保健師） 保健活動			
			1	避難所での母子等のニーズの把握				1 1	避難所での母子等のニーズの把握			
(略)					(略)					直接的な応急 処置や救助では 無いため		
資料編 P 125 参照					資料編 P 153 参照							
(3) 避難所の点検と開設					(3) 避難所の点検と開設					防災気象情報 の変更及び R7 年 8 月豪雨を踏ま えた修正		
(略)					(略)							
イ 自主避難所の開設					イ 自主避難所の開設							
気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、または、熊本県において震度5弱以上で（地震が続くおそれ）不安な住民の為、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所として開設が必要と判断した場合に開設する。細部は、別添「合志市地域防災計画職員動員計画表」（以下「計画表」という。）による。また、配置職員については、総務部長の指示により、計画表に基づき担当部（局）の職員で速やかに開設にあたるものとする。（注意：台風対応の場合は、基本、警報発表前に開設する。開設する避難所は当時の状況により情報連絡室又は安全安心課の協議により決定する。）					気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、気象業務法に基づく注意報や災害に関する警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、または、熊本県において震度5弱以上で（地震が続くおそれ）不安な住民の為、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所として開設が必要と判断した場合に開設する。細部は、別添「合志市地域防災計画職員動員計画表」（以下「計画表」という。）による。また、配置職員については、総務部長の指示により、計画表に基づき担当部（局）の職員で速やかに開設にあたるものとする。（注意：台風対応の場合は、基本、警報発表前に開設する。開設する避難所は当時の状況により情報連絡室又は安全安心課の協議により決定する。）							

合志市地域防災計画新旧対比表

合志市地域防災計画新旧対比表	修正後	修正理由等	P
第5節 気象予警報等伝達計画（安全安心課） 本計画は、災害発生のおそれのある気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、市町村、関係機関及び市民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領等を定めて適切な防災措置の実施を期するものである。 1. 予警報等の定義 この計画において、特別警報、警報、注意報、気象情報、津波予報、地震及び津波に関する情報、火災気象通報、火災警報、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）、水防警報、県が行う水防に関する情報及び土砂災害に関する情報の定義は、次の定めるところによる。 (1) 特別警報、警報及び注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。 ※「(エ) 特別警報、警報・注意報の地域細分発表」参照 また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による 激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」（土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布）や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。	第5節 気象予警報等伝達計画（安全安心課） 本計画は、災害発生のおそれのある気象業務法に基づく特別警報、危険警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を県、市町村、関係機関及び市民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領等を定めて適切な防災措置の実施を期するものである。 1. 予警報等の定義 この計画において、特別警報、危険警報、警報、及び注意報、気象情報、津波予報、地震及び津波に関する情報、火災気象通報、キキクル、早期注意情報（警報級の可能性）、気象防災速報、気象解説情報、火災気象通報、地震に関する情報、降灰予報、火災警報、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）、水防警報、県が行う水防に関する情報及び土砂災害に関する情報の定義は、次の定めるところによる。 (1) 特別警報、危険警報、警報及び注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。 ※「(エ) 特別警報、警報・注意報の地域細分発表」参照 また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による 激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」（土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布）や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。	新たな防災気象情報の基準による 情報の修正 新たな防災気象情報の基準による	55

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後	修正理由等	P
熊本地方気象台が合志市に発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準※		熊本地方気象台が合志市に発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準※ 特別警報、危険警報、警報及び注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）	新たな防災気象情報の基準による	56
種別 特別警報 警報	発表基準 大雨特別警報 大雪特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報	警戒レベル レベル5特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル4危険警報 レベル4土砂災害危険警報 レベル3警報 レベル3土砂災害警報 レベル2注意報 レベル2土砂災害注意報		
	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が切迫しているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当	大雨による重大な浸水害等（※）が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表	新たな防災気象情報の基準による	
	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表		
	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨による重大な浸水害等（※）が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表		
	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表		
	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的な基準は資料編参照	大雨による重大な浸水害等（※）が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表		
	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表		
	対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要となる警戒レベル3に相当。具体的な基準は資料編参照	大雨による浸水害等（※）が起こるおそれのある場合に発表		
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表		
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。			
		※ 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表（合志市には氾濫の対象となる1級河川等の大河川は存在しない。）		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後	修正理由等	P	
種□□類	発□表□基□準	特別警報、警報及び注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）			
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的な基準は資料編参照	特別警報の名称	概要	56
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的な基準は資料編参照	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	57
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	暴風雪警報	雪を伴う暴風が特に異常であるためにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	注意報	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。 濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることも場合もあり。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。		着雪注意報 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。		霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。		低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具	

新たな防災気象情報の基準による

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
※ 具体的な基準は資料編を参照 (注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標。1 k m格子毎に土壌雨量指数基準を決めて、市内における最も低い土壌雨量指数基準のみを示している。 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数。「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能。 (略) (イ) 特別警報、警報及び注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報及び注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。 (ウ) 特別警報、警報及び注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。 (略)	体的には、低温のためによる農作物などへの著しい被害が発生した場合や、冬季の水道管凍結や破断による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 ※ 具体的な基準は資料編を参照 ※ 特別警報の基準等、降灰予報の発表イメージ 資料編 P 154 参照  https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kumamoto/kijun_4321600.pdf (注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標。1 k m格子毎ごとに土壌雨量指数基準を決めて、市内における最も低い土壌雨量指数基準のみを示している。 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数。「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能。 (略) (イ) 特別警報、危険警報、警報及び注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、危険警報、警報及び注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。 (ウ) 特別警報、危険警報、警報及び注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。 (略)	新たな防災気象情報の基準による	57 58

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																																		
(エ) 特別警報、警報・注意報の地域細分発表 警戒又は注意を要する区域を指定して警報、注意報を発表する場合の細分区域は次の「熊本県予報区域細分表」のとおりである。 「熊本県予報区域細分表」 警報・注意報については、対象地域をわかりやすくするため、市町村ごとに発表する。 この場合の地域および名称は次のとおりである。 <table><tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th></tr><tr><td rowspan="5">熊本地方</td><td>山鹿菊池</td><td>山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町</td></tr><tr><td>荒尾玉名</td><td>荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町</td></tr><tr><td>熊本市</td><td>熊本市</td></tr><tr><td>上益城</td><td>西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町</td></tr><tr><td>宇城八代</td><td>八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町</td></tr><tr><td>阿蘇地方</td><td></td><td>阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村</td></tr><tr><td rowspan="2">天草・芦北地方</td><td>天草地方</td><td>天草市、上天草市、苓北町</td></tr><tr><td>芦北地方</td><td>水俣市、芦北町、津奈木町</td></tr><tr><td>球磨地方</td><td></td><td>人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村</td></tr></table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町	熊本市	熊本市	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町	阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村	天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町	球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	(エ) 特別警報、危険警報、警報→及び注意報の地域細分発表 警戒又は注意を要する区域を指定して警報、注意報を発表する場合の細分区域は次の「熊本県予報区域細分表」のとおりである。 「熊本県予報区域細分表」 警報→及び注意報については、対象地域をわかりやすくするため、市町村ごとに発表する。 この場合の地域および名称は次のとおりである。 熊本県予報区域細分表 <table><tr><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th></tr><tr><td rowspan="5">熊本地方</td><td>山鹿菊池</td><td>山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町</td></tr><tr><td>荒尾玉名</td><td>荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町</td></tr><tr><td>熊本市</td><td>熊本市</td></tr><tr><td>上益城</td><td>西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町</td></tr><tr><td>宇城八代</td><td>八代市→八代市西部、八代市東部、宇土市、宇城市、美里町、 氷川町</td></tr><tr><td>阿蘇地方</td><td></td><td>阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村</td></tr><tr><td rowspan="2">天草・芦北地方</td><td>天草地方</td><td>天草市、上天草市、苓北町</td></tr><tr><td>芦北地方</td><td>水俣市、芦北町、津奈木町</td></tr><tr><td>球磨地方</td><td></td><td>人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、 水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村</td></tr></table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町	熊本市	熊本市	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	宇城八代	八代市 →八代市西部、八代市東部 、宇土市、宇城市、美里町、 氷川町	阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村	天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町	球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、 水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	記載要領変更 防災気象情報の改善（八代市の分割）	58
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域																																																			
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町																																																			
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町																																																			
	熊本市	熊本市																																																			
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町																																																			
	宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町																																																			
阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村																																																			
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町																																																			
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町																																																			
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村																																																			
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域																																																			
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町																																																			
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町																																																			
	熊本市	熊本市																																																			
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町																																																			
	宇城八代	八代市 →八代市西部、八代市東部 、宇土市、宇城市、美里町、 氷川町																																																			
阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村																																																			
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町																																																			
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町																																																			
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、 水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村																																																			

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P												
(2) 気象情報 気象情報とは、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、次のようなものがある。 ア 熊本県気象情報 (ア) 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報・警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的な情報を発表する。 線状の降水帯により非常に激しい雨が予想され場合は、概ね半日前から6時間前までに「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけを行う（本計画では「線状降水帯発生予測情報」と称する）。 (イ) 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して特別警報・津波警報・津波注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報等を補完するための補完的な情報を発表する。 線状の降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況が確認された場合、「線状降水帯」というキーワードを使って情報を発表する（「顕著な大雨に関する気象情報」）。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 イ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、キキクルの「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1 時間 110mm 以上）を観測もしくは解析した場合に発表される。	(2) 気象情報 気象情報とは、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、次のようなものがある。 ア キキクル（危険度分布） (ア) 種類と概要 <table><tr><th>種類</th><th>概略</th></tr><tr><td>土砂キキクル</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新し、土砂災害の警報等が発表されたとき、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能</td></tr><tr><td>浸水キキクル</td><td>短時間強雨による浸水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能</td></tr><tr><td>洪水キキクル</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新</td></tr><tr><td>大雨キキクル</td><td>浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</td></tr></table>	種類	概略	土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新し、土砂災害の警報等が発表されたとき、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能	浸水キキクル	短時間強雨による浸水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能	洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新	大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。	新たな防災気象情報の基準による	58 59
種類	概略														
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新し、土砂災害の警報等が発表されたとき、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能														
浸水キキクル	短時間強雨による浸水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能														
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能														
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新														
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。														

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
ウ 早期注意情報（警報級の可能性）、 警報級の現象が5日先までに予想されるとき、その可能性を [高]、[中]の2段階で発表される。 エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキ クル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警 報の危険度分布）があり、地図上で1km四方の領域ごとに5段階 に色分けして気象庁ホームページに示される。 （ア） 「災害切迫」（黒）：警戒レベル5に相当 （イ） 「危険」（紫）：警戒レベル4に相当 （ウ） 「警戒」（赤）：警戒レベル3に相当 （エ） 「注意」（黄）：警戒レベル2に相当	（イ） 危険度 a 「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある とされる警戒レベル5に相当 b 「危険」（紫） 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ ル4に相当 c 「警戒」（赤） 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされ る警戒レベル3に相当 d 「注意」（黄） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に 備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 に相当 イ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階 で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って天 気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方）で、3日 先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と 同じ発表単位（熊本県）で発表される。大雨及び土砂災害に関 し、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを 高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ウ 時系列情報（明日までの警報等の見通し） 特別警報、危険警報、警報及び注意報に先立って、市町村 単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害 の警報及び危険警報については情報の発表が想定される時間 帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」 （赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごと の気象状況の見通しが1日4回発表される。 なお、警報等の見通しが大きく変わった場合、必要に応じて 定時の発表を待たず臨時で発表される。	新たな防災気 象情報の基準に よる	59

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	エ 熊本県気象防災速報 気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表 (ア) 気象防災速報（記録的短時間大雨） レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合、気象庁から「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。 (イ) 気象防災速報（線状降水帯発生） 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「熊本県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。 ※ 上記（ア）、（イ）に該当する情報が発表された場合、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 (ウ) 気象防災速報（線状降水帯直前予測） 線状降水帯発生の可能性が高まった場合、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「熊本県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。	新たな防災気象情報の基準による	59 60

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(エ) 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合、天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することが可能 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。 これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 オ 全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、熊本県気象解説情報 気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。 気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性があら程度高いことが予想された場合、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。 また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。	新たな防災気象情報の基準による	60

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																								
(3) 地震に関する情報 地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度 3 以上</td><td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地 域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検 知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度 3 以上（津波警報または注 意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</td></tr><tr><td>震・源・震度情報</td><td>震度 1 以上、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</td></tr><tr><td>推計 震度分布図</td><td>震度 5 弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</td><td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 1 0 分後程度で 1 回発表）</td></tr><tr><td>遠地地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※□マグニチュード 7.0 以上、都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※□国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 3 0 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※□国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地 域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検 知時刻を速報	震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または注 意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	震・源・震度情報	震度 1 以上、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	推計 震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 1 0 分後程度で 1 回発表）	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※□マグニチュード 7.0 以上、都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※□国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 3 0 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※□国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	(3) 地震に関する情報 地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。 ア 緊急地震速報（警報）の発表等 気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3. 5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れをが予想される場合のものを緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられている。 （注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し、解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。 市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に情報提供する。	新たな防災気象情報の基準による 用語の適正化	60
地震情報の種類	発表基準	内 容																									
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地 域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検 知時刻を速報																									
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または注 意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表																									
震・源・震度情報	震度 1 以上、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表																									
推計 震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。																									
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 1 0 分後程度で 1 回発表）																									
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※□マグニチュード 7.0 以上、都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※□国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 3 0 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※□国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表																									
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表																									

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																								
(4) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に情報提供する。 なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。 （注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し、解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。	イ 地震情報の種類、発表基準及び内容 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度 3 以上</td><td>地震発生約 1 分後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</td></tr><tr><td>震 源・震 度 情報</td><td>震度 1 以上、津波警報・注意報 等発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>震度 5 弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</td><td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）</td></tr><tr><td>遠地地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ※○マグニチュード 7.0 以上 ○都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※ ※○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	震 源・震 度 情報	震度 1 以上、津波警報・ 注意報 等発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表	長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ※○マグニチュード 7.0 以上 ○都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※ ※○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	新たな防災気象情報の基準による	61
地震情報の種類	発表基準	内 容																									
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																									
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表																									
震 源・震 度 情報	震度 1 以上、津波警報・ 注意報 等発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表																									
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表																									
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）																									
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ※○マグニチュード 7.0 以上 ○都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※ ※○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表																									
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表																									

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																		
(新規)	ウ 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料 <table><tr><th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)</td><td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ○□津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ○□（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</td><td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ○□地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ○□地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料</td></tr><tr><th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)</td><td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ○□津波警報等発表時 ○□（担当地域で）震度5弱以上を観測 ○□社会的に関心の高い地震が発生</td><td>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ○□地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</td></tr><tr><td>地震活動図</td><td>定期（毎月初旬）</td><td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するに、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料</td></tr><tr><td>週間地震概況</td><td>定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</td></tr></table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ○□津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ○□（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ○□地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ○□地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料	解説資料等の種類	発表基準	内 容	地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ○□津波警報等発表時 ○□（担当地域で）震度5弱以上を観測 ○□社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ○□地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。	地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するに、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料	週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。	解説資料の追加	62
解説資料等の種類	発表基準	内 容																			
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ○□津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ○□（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ○□地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ○□地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料																			
解説資料等の種類	発表基準	内 容																			
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ○□津波警報等発表時 ○□（担当地域で）震度5弱以上を観測 ○□社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ○□地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。																			
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するに、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料																			
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。																			

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)	(4) 降灰予報 気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供 ア 降灰予報（定時） (ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表 (イ) １８時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 イ 降灰予報（速報） (ア) 噴火が発生した火山（注１）に対して事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出し、噴火発生後５～１０分程度で発表 (イ) 噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 (注１) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測される降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ウ 降灰予報（詳細） (ア) 噴火が発生した火山（注２）に対して降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表 (イ) 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供 (注２) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表	解説資料の追加	62 63

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																							
(新規)	降灰予報（速報）を発表した場合は、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表 降灰量階級と降灰の厚さ <table><tr><th>降灰量階級</th><th>予想される降灰の厚さ</th></tr><tr><td>多量</td><td>1mm 以上</td></tr><tr><td>やや多量</td><td>0. 1mm 以上 1mm 未満</td></tr><tr><td>少量</td><td>0. 1mm 未満</td></tr></table> 降灰量階級ととるべき行動等 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">表現例</th><th colspan="2">影響ととるべき行動</th><th rowspan="2">その他の影響</th></tr><tr><th>厚さ 【キーワード】</th><th>イメージ 路面 視界</th><th>人</th><th>道路</th></tr><tr><td>多量</td><td>1mm以上 【外出を控える】</td><td>完全に覆われる</td><td>視界不良となる</td><td>外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める</td><td>運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる</td><td>碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある</td></tr><tr><td>やや多量</td><td>0. 1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】</td><td>白線が見えにくい</td><td>明らかに降っている</td><td>マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある</td><td>徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）</td><td>稲等の農作物が収穫できなくなったり ※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある</td></tr><tr><td>少量</td><td>0. 1mm 未満</td><td>うっすら積もる</td><td>降っているのがようやくわかる</td><td>窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う</td><td>フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある</td><td>航空機の運航不可※</td></tr></table>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm 以上	やや多量	0. 1mm 以上 1mm 未満	少量	0. 1mm 未満	名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	厚さ 【キーワード】	イメージ 路面 視界	人	道路	多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある	やや多量	0. 1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり ※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある	少量	0. 1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※	解説資料の追加	63
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																																									
多量	1mm 以上																																									
やや多量	0. 1mm 以上 1mm 未満																																									
少量	0. 1mm 未満																																									
名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響																																					
	厚さ 【キーワード】	イメージ 路面 視界	人	道路																																						
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある																																				
やや多量	0. 1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり ※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある																																				
少量	0. 1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※																																				

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規) (5) 火災気象通報 火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。 熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。 (略)	※降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。 そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。 (5) 火災気象通報 火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊本地方気象台が熊本県知事に対して通報し、熊本県を通じて合志市や菊池広域連合消防本部に伝達される。市長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。 熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域、及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。 (略)	解説資料の追加 気象台意見反映	64

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後		修正理由等	P																		
(7) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準		(7) 菊池川水系、白川、緑川水系、球磨川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報） 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報であり、菊池川水系については、菊池川河川事務所と熊本地方气象台、白川、緑川水系については熊本河川国道事務所と熊本地方气象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。 また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川及び都道府県と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。		新たな防災気象情報の基準に基づく県の修正	64																		
<table><tr><th>種□□□類</th><th>発□表□基□準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報（洪水注意報） （警戒レベル2相当情報 [洪水]）</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位が更に上昇することが予想されるとき発表する。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報（洪水警報） （警戒レベル3相当情報 [洪水]）</td><td>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報（洪水警報） （警戒レベル4相当情報 [洪水]）</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき発表する。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報（洪水警報） （警戒レベル5相当情報 [洪水]）</td><td>洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したとき発表する。</td></tr></table>	種□□□類	発□表□基□準	氾濫注意情報（洪水注意報） （警戒レベル2相当情報 [洪水]）			基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位が更に上昇することが予想されるとき発表する。	氾濫警戒情報（洪水警報） （警戒レベル3相当情報 [洪水]）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。	氾濫危険情報（洪水警報） （警戒レベル4相当情報 [洪水]）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき発表する。	氾濫発生情報（洪水警報） （警戒レベル5相当情報 [洪水]）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したとき発表する。	<table><tr><th>名□称</th><th>概□要</th></tr><tr><td>レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生又は切迫あるいは氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</td></tr><tr><td>レベル4 氾濫危険警報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</td></tr><tr><td>レベル3 氾濫警報</td><td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当</td></tr><tr><td>レベル2 氾濫注意報</td><td>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</td></tr></table>	名□称	概□要	レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫あるいは氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当	レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
種□□□類	発□表□基□準																						
氾濫注意情報（洪水注意報） （警戒レベル2相当情報 [洪水]）	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位が更に上昇することが予想されるとき発表する。																						
氾濫警戒情報（洪水警報） （警戒レベル3相当情報 [洪水]）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。																						
氾濫危険情報（洪水警報） （警戒レベル4相当情報 [洪水]）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき発表する。																						
氾濫発生情報（洪水警報） （警戒レベル5相当情報 [洪水]）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したとき発表する。																						
名□称	概□要																						
レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫あるいは氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当																						
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当																						
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当																						
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2																						

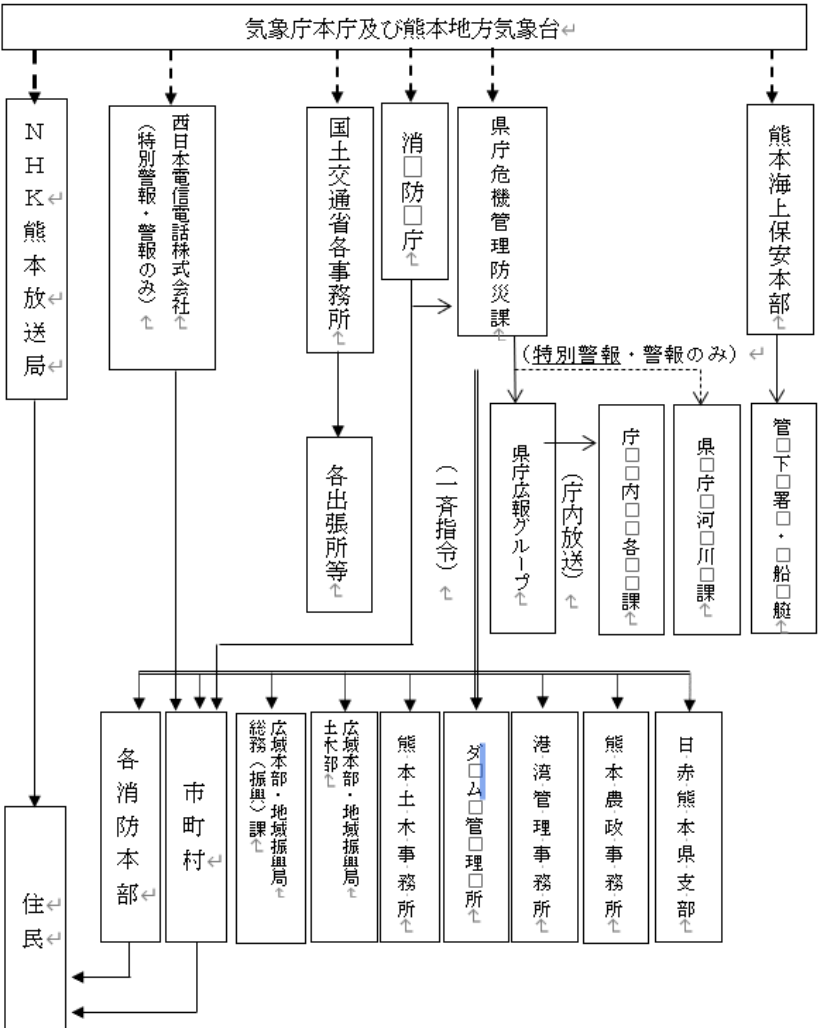
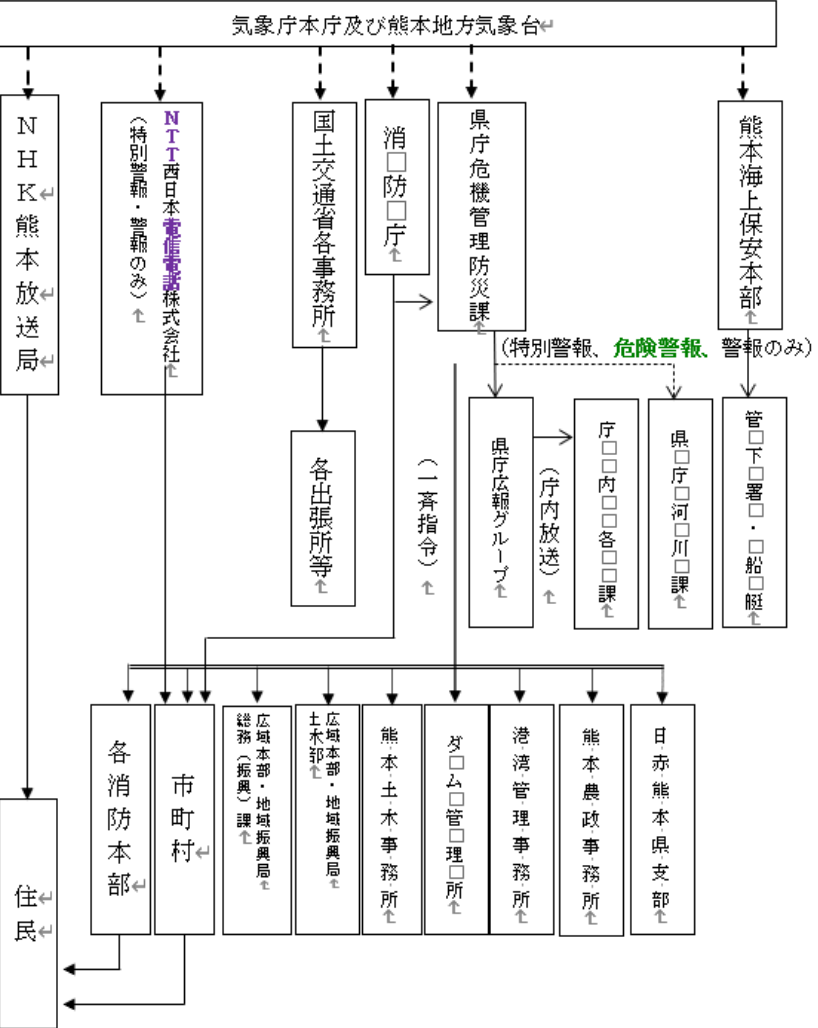
合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P							
(8) 水防警報 (略) ア 水防警報の種類と発表基準 (略) (新規)	(8) 水防警報 (略) ア 水防警報の種類と発表基準 (略) ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じ、下表のとおりとする。 <table><tr><td>待□□機</td><td rowspan="6">□地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと られず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。</td></tr><tr><td>準□□備</td></tr><tr><td>出□□動</td></tr><tr><td>警□□戒</td></tr><tr><td>厳重警戒</td></tr><tr><td>解□□除</td></tr></table>	待□□機	□地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと られず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。	準□□備	出□□動	警□□戒	厳重警戒	解□□除	R 7 熊本県水防計画から	65 66
待□□機	□地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと られず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。									
準□□備										
出□□動										
警□□戒										
厳重警戒										
解□□除										
(11) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） (略) 土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき熊本県と熊本地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当	(11) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）レベル4土砂災害危険警報 市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、熊本県と熊本地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。	新たな防災気象情報の基準による								

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
4. 予警報等の伝達系統 【気象予警報の伝達系統】 特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。 ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。 次の種類の注意報および警報は、下記伝達系統図による。 (1) 特別警報……暴風、暴風雪、大雨、大雪 (2) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水 (3) 注意報……風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷、なだれ	4. 予警報等の伝達系統 【気象予警報の伝達系統】 特別警報一、危険警報一、警報一及び注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に市民への周知させるものとするに務める。特に、特別警報及び危険警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。 ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。 次の種類の注意報および警報は、下記の気象予警報等の下記伝達系統図による。 (1) 特別警報…暴風、暴風雪、大雨、土砂災害、大雪 (2) 危険警報…大雨、土砂災害 (3) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、土砂災害、大雪、洪水 (4) 注意報……風雪、強風、大雨、土砂災害、大雪、濃霧、雷、洪水 水、乾燥、霜、低温、着氷、なだれ	新たな防災気象情報の基準による 表現修正 新たな防災気象情報の基準による	67

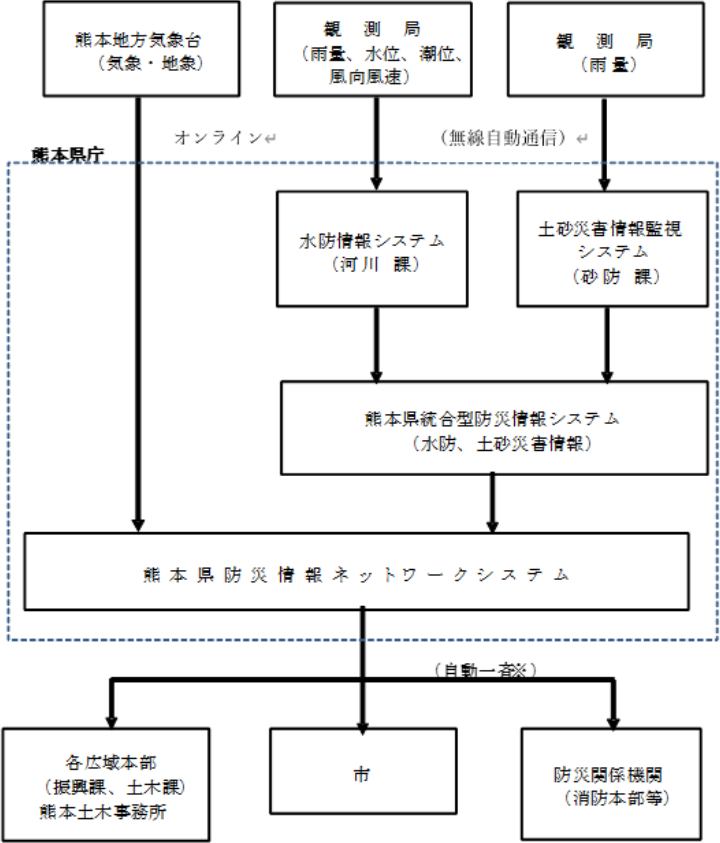
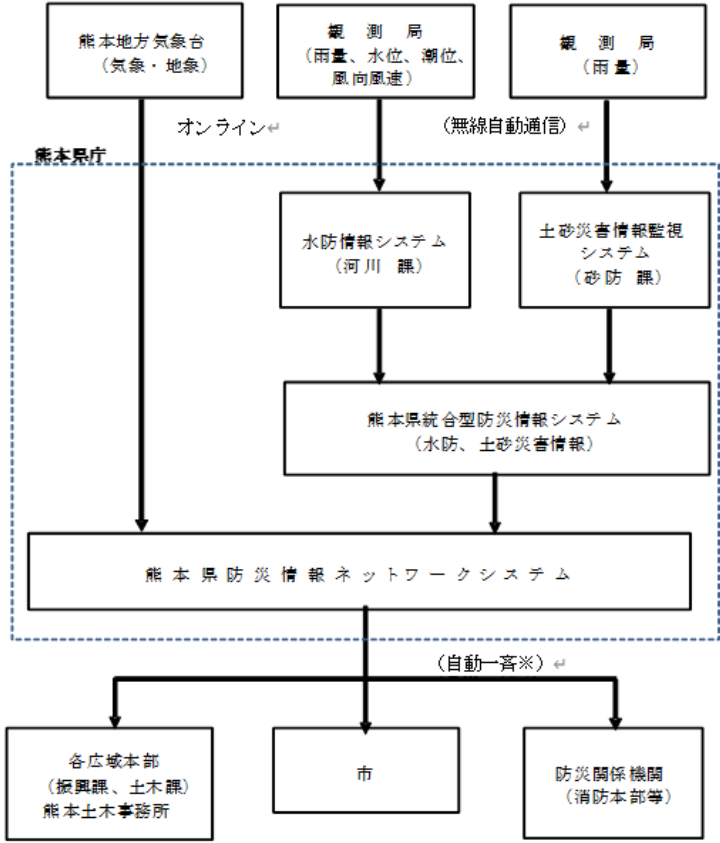
合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
気象予警報等の伝達系統 1. 特別警報・警報、注意報の伝達系統 	気象予警報等の伝達系統 1. 特別警報・、危険警報、警報←及び注意報の伝達系統 	新たな防災気象情報の基準による 社名変更 新たな防災気象情報の基準による	68

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
2. 水防警報の伝達系統 (1) 国土交通大臣が行う水防警報 <pre> graph LR A[国土交通省各事務所長] --> B[水防本部長] B --> C[水防区本部長] B --> D[関係水防管理団体] C --> E[一般市民] D --> F[水防機関] </pre> (略) (2) 知事が行う水防警報 <pre> graph LR A[水防区本部長(発令者)] --> B[水防本部長] A --> C[関係水防管理団体] B --> D[一般住民] C --> D C --> E[水防機関] C --> F[下水道課] </pre>	2. 水防警報の伝達系統 (1) 国土交通大臣が行う水防警報 <pre> graph LR A[国土交通省各事務所長] --> B[水防本部長 (熊本県知事)] B --> C[水防区本部長 (菊池地域振興局長)] B --> D[関係水防管理団体 (合志市)] C --> E[一般市民] D --> F[水防機関 (消防団)] </pre> (略) (2) 知事が行う水防警報 <pre> graph LR A[水防区本部長(発令者) (菊池地域振興局長)] --> B[水防本部長 (熊本県知事)] A --> C[関係水防管理団体 (合志市)] B --> D[一般住民] C --> D C --> E[水防機関 (消防団)] C --> F[下水道課] </pre>	詳細を付記 詳細を付記	P 69

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
5. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統  ※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。 参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 警報、注意報の伝達系統」を参照すること。	5. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統 レベル4土砂災害危険警報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。  ※□梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。 参考：気象情報伝達の詳細は「1. 特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統」を参照	新たな防災気象情報の基準による	72

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第7節 情報収集、共有及び被害報告取扱計画（各部局） 災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況報告、部門別被害状況報告及び災害応急措置に要した経費に関する報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いは、次のとおりとする。 （追加） （略） 3. 情報共有システムの活用 市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用し、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。 （追加）	第7節 情報収集←及び共有及び並びに被害報告取扱計画（各部局） 災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況報告、部門別被害状況報告及び災害応急措置に要した経費に関する報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いは、特別のものを除き次のとおりとする。 災害時の個人情報の取扱いについては、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応する。 また、大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報、防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であり、情報の収集及び連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、無人航空機、車両等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。 （略） 3. 情報共有システムの活用 市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用し、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとするとともに、将来的には、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。このため、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。 さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析、整理、要約及び検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用するなど、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集、分析、加工及び共有の体制整備を図る必要がある。	用語の適正化 県計画の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映 県計画の反映	P 74

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)	また、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Ｌアラート）（以下、「Ｌアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図る。 なお、平時から県、市町村及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。とともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団、自主防災組織等との連携強化を図る。 ４．防災関係機関等の協力 市は、災害が発生した場合には、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県の状況（応急対策の活動状況等）を確認するとともに県及び防災関係機関と緊密に連携協力して被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行う。 市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。	県計画の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映 県計画の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映	74
	多数のヘリコプターが災害対策活動に従事し、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所が設置され、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」の定めるところにより情報収集等の活動が実施される。 ヘリコプター運用調整所では、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて国土交通省に対し、航空情報（ノータム）の発行が依頼される。 また、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて国土交通省に対し、緊急用務空域の指定を依頼する。同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整が行われる。 平時においては、総合防災訓練などを通じ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ訓練しておくとともに、情報交換や連携体制の強化に努める。		75

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
4. 被害等の調査・報告 (1) 熊本県防災消防ヘリコプターによる情報収集 (略) (2) 被害等の調査 (追加) 市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。 (追加) (略) (3) 収集及び報告要領 (追加)	5. 被害等の調査・報告 (1) 熊本県防災消防ヘリコプターによる情報収集 (略) (2) 被害等の調査 発災当初は、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や代替手段の確保、定期的な県と市の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。 将来的に市は、被害の情報を収集し、必要に応じて消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。 また、市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。 さらに、市は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。 (略) (3) 収集及び報告要領 (注) 点線は、連絡（通報）及び協力関係を示すものである。	R8.7 豪雨検証による県独自修正 R7.7 防災基本計画修正の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映 説明を付記	75 76

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第9節 消防計画（安全安心課） （略） 2. 消防計画 （略） （新規） 3. 消防広域応援計画（県内の応援体制）	第9節 消防計画（安全安心課） （略） 2. 消防計画 （略） 3. 活 動 (1) 消火活動 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。 (2) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。 4. 消防広域応援計画（県内の応援体制）	R7.7 防災基本 計画修正の反映	90

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第10節 避難計画（安全安心課・各部局） （略） （新規）	第10節 避難計画（安全安心課・各部局） （略） 2. 避難指示等の内容 避難指示等を発する場合は、次の内容を明示して行う。 なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 資料編P161 参照 (1) 要避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難理由 (4) 避難経路 (5) 避難時の注意事項 3. 住民への伝達方法 （略） (1) 避難指示を発したときは、時機を失することなく、サイレン、防災行政無線、広報車、SNS、ホームページ、携帯電話メールサービス等、多様な情報伝達ツールを積極的にを用い、又は併用活用して迅速に地域住民に対し、周知出来るごとくを図るものとする災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進する。 (2) 市は放送による避難に関する伝達の必要を認めた場合は、県に放送要請の依頼を行い、放送機関に対し、放送を要請するものとする。	県計画を参考に追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 用語の修正	91 92

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)	4. 避難指示等の基準 (1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方 ア 避難情報を発令する対象災害の確認 過去の災害や今後発生が想定される災害を見積もり、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対して警戒する必要がある。 また、避難情報の発令は、市民等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であり、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。 イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み） 避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある市民等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令するため、①「防災気象情報の切迫度の高まり」②「災害リスクのある区域等」の両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、これが「発令対象区域を絞り込む」ことであり、地域の災害リスクについて把握し、絞り込みの参考とする。 市民等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、地区の単位は「行政区単位」又は「校区単位」とする。 ウ 発令タイミングの設定 市は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）を適時適切に適当な対象地域に発令できるよう、あらかじめ発令の判断基準を定め、避難指示等の発令及び伝達に関し、「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）を参考にマニュアルを整備するとともにし、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するた	県計画を参考に追記 県修正（R7年8月豪雨検証の反映） 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	92

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	めの役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることを懸念されるため、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することが重要である。特に、令和7年8月豪雨において避難所開設判断に各市町村で差が生じるとともに、多くの市町村において線状降水帯発生予測情報への対応ルール未策定という課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努め、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうかの確認に努める。 また、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口及び連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。資料編 P164 参照 警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の発令にあたっては、発令後に高齢者等や市民等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、立退き避難対象者のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令する。 警戒レベル5 緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけるものである。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして県知事から通知される「レベル5 氾濫発生情報」や、災害発生時の蓋然性が著しく大きい場合に市町村毎に地方気象台等から発表される気象特別警報がある。「レベル5 氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであり、この情報を確認した場合は、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令することを基本と	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県修正（R7年8月豪雨検証の反映） 92 県計画を参考に追記 93 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	P

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	するが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。 しかしながら、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。 また、早期に市民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、深夜に大雨等が予想される場合は、極力、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を市民に呼び掛ける。 市長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。 (ア) 防災気象情報 (イ) 日没や暴風が吹き始める時刻 (ウ) ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報 (エ) 自主防災組織や水防団等の現地からの情報 (オ) 河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン） なお、夜間時の大雨等により事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切に発令し、たとえ指定緊急避難場所等が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発信する。	県計画を参考に追記 県修正（R7年8月豪雨検証の反映）	93

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	また、想定していない事態が発生した場合であっても、市民等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努める。 (2) 洪水等 ア 発令対象 (ア) 水位周知河川（堀川） 増水及び氾濫 (イ) その他の河川（上生川、塩浸川及び日向川） 氾濫が発生、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼす恐れがあると判明した場合 (ウ) 水路、下水道等 下水道の排水能力を超える降雨や、流入先の河川の水位上昇による逆流等により浸水が発生する場合がほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合のみ発令 避難情報の発令基準については、レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に設定する。 ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。 イ 発令対象区域の設定 洪水ハザードマップや浸水想定区域を基本として設定するも、実際の発令にあたっては、河川状況や氾濫におそれがある地点等の諸条件に応じて区域を設定する。 ウ 発令基準の設定 比較的流域面積が狭いため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。	県計画を参考に追記 93 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 94 県計画を参考に追記	P

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(ア) 水位周知河川（堀川） a 【警戒レベル3】高齢者等避難 確認情報及び計測情報 (a) 避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定されているため、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。 なお、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意 (b) 河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合、遊水池等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないしレベル5として発表することも考えられる。 (c) 坪井川の水位上昇により、堀川に逆流して坪井川との合流点付近から氾濫する場合、坪井川の影響により流れが悪くなった堀川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。 (d) 坪井川の水位上昇により、流入する堀川の排水機場が運転停止になった場合には、堀川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに坪井川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。 b 【警戒レベル4】避難指示 確認情報及び計測情報 (a) 流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあり、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合がある。	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記	94

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(b) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。 (c) 河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合、遊水池等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表することも考えられる。 (d) 坪井川の水位上昇により、堀川に逆流して坪井川との合流点付近から氾濫する場合、坪井川の影響により流れが悪くなった堀川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。 (e) 坪井川の水位上昇により、流入する堀川の排水機場が運転停止になった場合には、堀川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに坪井川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。 c 【警戒レベル5】緊急安全確保 レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫または発生し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定及び予測情報の活用も検討する。	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	P 94 95

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(a) 確認情報 ① 河川管理者による通報をもとにした県知事からのレベル5氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ② 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透、侵食等も考えられる。このため、堤防に漏水が発見された場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。 ③ SNSや一般からの連絡で氾濫発生 of 情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。 (b) 計測情報 ① 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、氾濫発生水位（レベル5水位）に到達した場合、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5氾濫発生情報が通知される。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	95

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	② 河川事務所等の助言を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5水位）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することを妨げるものではない。このような切迫した状況では、適時の助言を受けられるとは限らないことから、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。 ③ 坪井川の水位上昇により、堀川に逆流して坪井川との合流点付近から氾濫する場合、坪井川の影響により流れが悪くなった堀川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。 ④ 坪井川の水位上昇により、流入する堀川の排水機場が運転停止になった場合には、堀川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに坪井川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。 (イ) その他河川（上生川、塩浸川及び日向川） その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制及び水防体制を整えておくことが重要である。 a 【警戒レベル3】高齢者等避難 (a) 確認及び計測情報 ① その他河川は、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とするこ	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記	95 96

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	とはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。 ② 河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や湧水池等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないし5として発表することも考えられる。 ③ 合志川の水位上昇により、各川に逆流して合志川との合流点付近から氾濫する場合、合志川の影響により流れが悪くなった各川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。 ④ 合志川の水位上昇により、流入する各川の排水機場が運転停止になった場合には、各川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに合志川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。 (b) 推定及び予測情報 ① 水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記	96

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	② 気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警戒の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。 b 【警戒レベル4】避難指示 (a) 確認及び計測情報 ① その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。 ② 合志川の水位上昇により、各川に逆流して合志川との合流点付近から氾濫する場合、合志川の影響により流れが悪くなった各川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。 ③ 合志川の水位上昇により、流入する各川の排水機場が運転停止になった場合には、各川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに合志川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	P 96

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(b) 推定及び予測情報 ① 水位を観測していない其他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水キキクル（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。 ② 気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間から明け方になって発令基準[44. 1]に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。また、時系列情報において、暴風の「警戒」となる時間帯についても留意する。	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	97

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	c 【警戒レベル5】緊急安全確保 レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。 (a) 確認情報 ① 河川管理者による通報をもとにした県知事等からのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ② 遊水池等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれ急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする ③ SNSや一般からの連絡で氾濫発生 of 情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	97

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(b) 計測情報 ① 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながる ことが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保 の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置さ れている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水 位への到達状況を確認することができる。 ② 合志川の水位上昇により、支川に逆流して合志川と の合流点付近から氾濫する場合、合志川の影響により 流れが悪くなった支川の危険箇所から氾濫する場合が 考えられる。 ③ 合志川の水位上昇により、流入する支川の排水機場 が運転停止になった場合には、支川から氾濫するおそ れが急激に高まることから避難情報の発令を考える必 要がある。ただし、排水機場が停止になる状況におい ては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過してお り、避難指示が発令されていることが考えられる。 (c) 推定及び予測情報 レベル5 大雨特別警報の発表があった場合や、合志川 の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 を、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とす る。ただし、洪水キキクルは、災害の危険度を推計した ものであり、河川水位を直接予測したものではないた め、地域の状況などの情報を可能な範囲で取得し、発令 を検討することが望ましい。（※レベル5 大雨特別警報 は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）	避難情報に関 するガイドライ ン改定に伴う修 正	97 98

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(ウ) 水路・下水道等 水路、下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨や流入先の河川の水位の上昇によってポンプ場の運転が停止、又は機能が低下することで浸水が発生する場合はほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令する。 なお、事前検討の結果、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合は、基本的に避難情報の発令対象としない。ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。 a 避難情報の発令対象としない水路、下水道等の条件 (a) 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居住者等に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合 (b) 氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合 (c) 地下施設や空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者、利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合 b 確認及び計測情報 重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等は、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。下水道管理者による「通報」により浸水の発生やその可能性を把握し、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があると考えられる場合には、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	98

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	c 推定及び予測情報 (a) 水路、下水道等は、流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇または下降するが多い。加えて、市街地に面的に整備されており、総延長も長く、大部分が暗渠となっていることから、巡視等により状況を把握することが現実的に困難な場合がほとんどである。このため、発令に際し、水路、下水道等の氾濫を避難情報の発令の対象とする場合は、レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に避難情報の発令基準を設定することとし、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料は、レベル3大雨警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考にする。 (b) 氾濫型の内水氾濫について、対象区域（雨水出水浸水想定区域や内水氾濫想定区域等）に浸水キキクルで複数メッシュ（紫）が出現した場合に、レベル4大雨危険警報が気象庁より発表され、内水氾濫における避難情報は「命の危険を及ぼす場合」に発令するものであり、市は命の危険を及ぼす浸水が想定される区域を適切に把握しておく必要がある。 (c) レベル4大雨危険警報が発表される際は、市内において複数危険な箇所が発生している状況が想定されることから、浸水キキクルを参考とし、対象地域を適切に絞り込んだ上で、命の危険を及ぼす場合と判断される場合は躊躇なく避難情報を発令する。 (d) レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	98 99

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(3) 土砂災害 ア 発令対象の災害 事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。 火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。 なお、地滑りについて、危険性が高まっていると判断された場合には、国や都道府県等が個別箇所ごとに実施する移動量等の監視、観測等の調査結果等又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報に基づき、市が避難指示等の発令の判断をする等対応することが原則である。 イ 発令対象区域の設定 避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じ、周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。 避難情報の発令単位としては、市の面積（広さ）、地形、地域の実情等に応じ、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。 地域分割の設定については、情報の受け手である市民者、施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。 各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の市民等が立退き避難の対象となる。	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記	99

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	ウ 発令基準の設定 (ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難 a レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために1時間後（予測精度に応じて、4～6時間先の予測値により発表する場合もある）にレベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の基準に到達すると予想されたときに発表される。土砂災害の危険度分布のうち、一つの格子でも警戒レベル3相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 ただし、積乱雲が急速に発達する場合など予想が難しい状況では、レベル3土砂災害警報が発表されずにレベル4土砂災害危険警報が発表となることが想定されるため、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。 b 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮し、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。 c 台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、気象庁ホームページの時系列情報における「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想される時間帯、「今後の雨」、気象解説情報も勘案することが必要である。	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	99 100

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	d 発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。一方、4時間以上のリードタイムを確保してレベル3土砂災害警報が発表された場合、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 (イ) 【警戒レベル4】避難指示 a レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。 b 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも警戒レベル4相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、警戒レベル4避難指示を発令する。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	100

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	c 台風等の接近により、気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル4相当以上（避難指示を発令するような状況）が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。 d 強い降雨を伴う台風等の接近または通過に伴い暴風になると、立退き避難が困難となる。そのため、気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」及び土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上）が予想されている場合は、レベル4土砂災害危険警報の発表を待たず、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後 3 時間後には暴風となるおそれがある）。 e 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。 f SNSや一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。 また、土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとることが避難行動の特徴の1つであることに留意する必要がある。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	100

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	g 発令対象区域の絞り込みは、土砂災害の危険度分布において警戒レベル4相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。一方、レベル4土砂災害危険警報が発表されるよりも前に警戒レベル4避難指示を発令する場合など、土砂災害の危険度分布において警戒レベル4相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル4避難指示の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 (7) 【警戒レベル5】緊急安全確保 a 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。	避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正 県計画を参考に追記	100 101

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	b レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル5相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。 c 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。 d SNS や一般からの連絡で土砂災害発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。 また、土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であることに留意する必要がある。 避難情報等の判断基準及び伝達について 資料編 P 161 参照	県計画を参考に追記 避難情報に関するガイドライン改定に伴う修正	101

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
3. 避難指示 避難指示の準備は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。 (1) 避難指示の基準 ア 洪水の場合 (ア) 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） (イ) 氾濫危険水位（レベル4水位）到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき (ウ) 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき (追加) イ 土砂災害の場合 (ア) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (イ) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （略）	5. 避難指示 避難指示の準備は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。 (1) 避難指示の基準 ア 洪水の場合 (ア) 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき (イ) 避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現したとき (ウ) 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき (エ) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） イ 土砂災害の場合 (ア) レベル4土砂災害危険警報警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (イ) 土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （略）	新たな防災気象情報の基準による	101

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(3) 避難行動要支援者に関する避難情報及び避難の誘導 市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 (追加) (4) 徒歩帰宅者に対する支援 (略) 4. 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) (2) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。(別表2-1) なお、主として避難行動要支援者を滞在させることが想定される施設にあっては、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。(別表2-2) さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康ほけん課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設、受け入れ病院等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	(3) 避難行動要支援者に関する避難情報及び避難の誘導 市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとするとともに、避難誘導にあたっては次の事項に留意する。 ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定 イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。 ウ 市民に対し、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。 (4) 徒歩帰宅者に対する支援 (略) 6. 指定緊急避難場所及び指定避難所 (略) (2) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。(別表2-1) なお、主として避難行動要支援者を滞在させることが想定される施設にあっては、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。(別表2-2) さらにまた、感染症対策のため、平常時平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康ほけん課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設、受け入れ病院等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	県計画を参考に追記 次号で福祉避難所について記載	102

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(4) 避難場所の見直し 大規模災害時は被災者が避難生活を送るための指定避難所が不足することを鑑み、指定避難所の見直しを行い、見直しにあたっては、指定緊急避難場所と同様に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得るものとする。 (略) (11) 指定避難所の運営 (略) イ 市は、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備（性暴力及びDV防止）や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	(4) 避難場所の見直し 大規模災害時は被災者が避難生活を送るための指定避難所が不足することを鑑み、適時、指定避難所の見直しを行い、見直しにあたっては、指定緊急避難場所と同様に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得るものとする。 (略) (11) 指定避難所の運営 (略) イ 市は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点等にへの配慮するものとするやこども・若者の居場所の確保に努める。特に乳幼児のいる家庭世帯用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備（性暴力及びDV防止）や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭、こども、若者等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行う。	時期の表現を追加 県計画を参考に追記 県計画を参考に追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 記載位置変更	103 104

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(略) カ 市は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うこととする。 (追加) (略) ケ 市は、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。	(略) カ 市は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うこととする。 また、直ちに次の事項を県に報告し、国との情報共有を図る。 (ア) 避難所開設の日時及び場所 (イ) 箇所数及び収容人員 (ウ) 開設予定期間 (エ) 当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D (略) ケ 市は、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。 市は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供こども等の安全に配慮するよう努める。 また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。	県計画を参考に追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 イへ追記 県計画を参考に追記	104

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前 (略)	修正後 (略)	修正理由等	P
コ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せてとともに、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防及びまん延防止のための対策を行うものとする。 サ 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ及び寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。	コ 市は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せてとともに、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防及びまん延防止のための対策を行うものとする。 サ 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ及び寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。	R7.7 防災基本計画修正の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映	104

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前 (略)	修正後 (略)	修正理由等	P
(12) 避難所の環境整備等 (略) 加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性及び子どもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	(12) 避難所の環境整備等 (略) 加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする る。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性及び子供 どもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 さらに、発災後にトイレ・キッチン・ベッド（TKB）関係資機材を迅速かつ効果的に活用できるよう、企業や協定団体との協定締結を進めるなど、避難所の環境改善に努める。	R8.10 月豪雨 を踏まえた県独自修正	105

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
5. 指定避難所以外の避難体制 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設及び場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておく。 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 (略)	7. 指定避難所以外の避難体制 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設及び場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておく。 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 (略)	R7.7 防災基本計画修正の反映	105
(4) 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 (略) イ 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努める。	(4) 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 (略) イ 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス情報の提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努める。	保健士等による巡回健康相談や保健医療サービスの提供ではなく、情報の提供を実施	116

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
7. 避難情報の発令の判断基準の整理 市は、避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。そのため、避難情報の発令及び伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備するとともに、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 資料編P134 参照 （略）	削除（4. ウへ移行P95）	号位置変更	P

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(略) 12. 防火対象物等における避難対策 学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入する施設として災害時の避難訓練を十分講じておくものとする。特に学校においては、各校の地勢及び施設及び生徒、児童数等の実施に応じたマニュアルを作成するとともに職員に周知させ災害発生時には、次の応急措置等を実施するものとする。 (略) (2) 実施要領 (略) エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難情報等において児童生徒を保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。 (略) (3) 留意事項 (略) オ 災害の種別及び程度により、校長は次の方法により児童生徒を家庭に帰宅させるものとする。 (ア) 教師等の誘導を必要とする場合は、町内ごとに安全な場所まで誘導するものとする。この際、保護者及び自治体等と連携し、安全に引き渡すものとする。 (イ) 地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、教師等が事前に通学路を点検する等し、その点検で把握した校区内における危険箇所の通行は避けるよう指導徹底する。	(略) 13. 防火対象物等における避難対策 学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入する施設として災害時の避難訓練を十分講じておくものとする。 14. 合志市立学校における避難対策 特に学校においては、各校の地勢及び施設及び生徒、児童数等の実施に応じたマニュアルを作成するとともに職員に周知させ災害発生時には、次の応急措置等を実施するものとする。 (略) (2) 実施要領 (略) エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難情報等において児童生徒を保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。関係部署と連携し、児童生徒の安全確保、生活環境の整備及び心身の健康への配慮を行う。 (略) (3) 留意事項 (略) オ 災害の種別及び程度により、校長は次の方法により児童生徒を家庭に帰宅させるものとする。 災害発生時、児童生徒が在校していた場合は、学校における安全確保を基本とし、保護者への引き渡しを行う。児童生徒の帰宅については、災害の状況や安全性を踏まえ、学校長が判断するものとする。 (ア) 教師等の誘導を必要とする場合は、町内ごとに安全な場所まで誘導するものとする。この際、保護者及び自治体等と連携し、安全に引き渡すものとする。 (イ) 地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、教師等が事前に通学路を点検する等し、その点検で把握した校区内における危険箇所の通行は避けるよう指導徹底する。	以下は学校に関する事項のため別項目建て 当面の処置を記載（引き渡しは別表記） 在校時の処置（校長の判断）について記述 細かい処置内容は学校長の判断として記述削除	108 109

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
カ 児童生徒が家庭にいる場合の臨時休校の通告、連絡等の方法を、児童生徒及び保護者に周知徹底しておくものとする。 (略) (4) 避難場所 ア 教育長は、防災計画、その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じた避難場所を校区毎に定めるものとする。 (略) (新規)	カ 児童生徒の登下校時に発災した場合に備え、市教育委員会等関係機関と連携の上、定期的に校区内における危険個所の把握を行う。 キ 児童生徒が家庭にいる場合の臨時休校の通告、連絡等の方法を、児童生徒及び保護者に周知徹底しておくものとする。 (略) (4) 避難場所 ア 教育長は、防災計画、その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じた避難場所を校区学校毎に定めるものとする。 (略) 15. 帰宅困難者対策 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。 (1) 住民への啓発 市は、住民に対し、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。 (2) 事業所等への啓発 市は、事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生防止のため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料、水、毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。 また、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導体制の整備を促す。 (3) 避難所等の提供 市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めるよう努める。 また、セミコンテクノパーク等の工業団地においては、多く	平時の危険防止策を追記 表現の適正化 帰宅困難者対応を新規追加	109

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)	の帰宅困難者の発生が見込まれることから、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。 (4) 情報提供体制の整備 市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、防災無線、報道機関による広報など、多様な手段により提供できる体制を整備する。 (5) 安否確認の支援 市町村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。 (6) 徒歩帰宅者に対する支援 市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結の促進を図る。	R7.7 防災基本計画修正の反映 帰宅困難者対応を新規追加	109
	16. 広域避難 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、広域避難の用にも供することについて考慮するなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ指定するよう努める。 広域避難時は、県、市町村及び運送事業者等により、あらかじめ策定した具体的な計画に基づき、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。	県計画を参考に追記	110

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
13. 広域的避難収容 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等へ収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受入れは、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	17. 広域的避難収容一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等へ収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受入れは、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるものとする こと ができる。 この際、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うとともに、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。	県計画を参考 の修正 R7.7 防災基本 計画修正の反映	110

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後				修正理由等	P
(別表 2-1) 指定一般避難所				(別表 2-1) 指定一般避難所				そらのまち、 合志南プレイ ス、かすみヶ丘 追加	112
施設名称	収容可能人員等		収容予定地域（注１）	施設名称	収容可能人員等		収容予定地域（注１）		
	屋内 （人）	屋外 （台）			屋内 （人）	屋外 （台）			
合志南小学校★	189	200	群上群、下群、南群、黒石原、笹原、西沖住宅、桜路、桜和の丘	合志南小学校★	189	200	群上群、下群、南群、黒石原、笹原、 西沖住宅 、桜路、桜和の丘、 そらのまち、合志南プレイス		
栄市民センターみどり館 ※★	255	76	平島、鹿水、栄温泉団地、新栄温泉団地、山下団地、栄住宅、	栄市民センターみどり館 ※★	255	76	平島、鹿水、栄温泉団地、新栄温泉団地、山下団地、栄住宅、 かすみヶ丘		
西合志第一小学校★ ×	125	134	立割、生坪、弘生、江良、高木、小合志、辻久保	西合志第一小学校★ ×	125	134	立割、生坪、弘生、江良、高木、小合志、 辻 久保		
野々島防災拠点センター ※★	139	68	北、本村、辻、東、城、上生くぬぎヶ丘団地	野々島防災拠点センター ※★	139	68	北、本村、 辻 、東、城、上生くぬぎヶ丘団地		
ユーパレス弁天	100	259	木原野、辻	ユーパレス弁天	100	259	木原野、 辻		
(別表 3) 福祉避難所（災害協定締結施設） （災害時、受入の可能性のある福祉施設）（現利用者優先）				(別表 3) 福祉避難所（災害協定締結施設） （災害時、受入の可能性のある福祉施設）（現利用者優先）				誤字修正 辻⇒辻	113
施設名称		住 所		施設名称		住 所			
サービス付き高齢者向け住宅 スリースマイル秋桜		合志市須屋 250-1		サービス付き高齢者向け住宅 スリースマイル秋桜		合志市須屋 250-1			
野々島学園		合志市野々島 2774-4		野々島学園		合志市野々島 2774-4			
介護老人保健施設 有隣		合志市野々島 4414-17		介護老人保健施設 有隣		合志市野々島 4414-17			
特別養護老人ホーム 菊香園		合志市御代志 718-4		特別養護老人ホーム 菊香園		合志市御代志 718-4			
障害者支援施設 白鳩園		合志市御代志 722-1		障害者支援施設 白鳩園		合志市御代志 722-1			
障害者支援施設 くぬぎ園		合志市御代志 722-7		障害者支援施設 くぬぎ園		合志市御代志 722-7			
就労支援センター テクニカル工房		合志市御代志 1342		就労支援センター テクニカル工房		合志市御代志 1342			
ファミリーハウス ひまわり		合志市御代志 2035-1		ファミリーハウス ひまわり		合志市御代志 2035-1			
ツクイ合志		合志市幾久富 1904-4		ツクイ合志		合志市幾久富 1904-4			
サンシャインワークス		合志市豊岡 2000-1653		サンシャインワークス		合志市豊岡 2000-1653			
グループホームかどれあ会		合志市栄 2325-1		グループホームかどれあ会		合志市栄 2325-1			
特別養護老人ホーム くぬぎ荘		合志市野々島 5678-2		特別養護老人ホーム くぬぎ荘		合志市野々島 5678-2			
熊本県立ひのくに高等支援学校		合志市合生 4360-7		熊本県立ひのくに高等支援学校		合志市合生 4360-7			
								経営者変更により協定外施設	

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)	第13節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（安全安心課、健康福祉部） 災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。 このため、関係機関等と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施する。 また、毎年度出水期までに、氏名等公表手続きに関する研修を実施し、具体的な訓練機会を確保することで、取扱いに基づく対応の徹底を図る。 1. 実施機関 行方不明者等の捜索、遺体の収容埋葬等は、市長が、警察、消防機関等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行う。 本市だけでは十分な対応ができない場合、県、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。 なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催する。 2. 行方不明者等の捜索 市は、主として消防団等をもって行方不明者等の捜索を実施する。 警察は、災害警備活動に付随して市が行う行方不明者等の捜索に協力し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。 県は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、警察及び市と連携し、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の情報を原則公表するものとする。	熊本県地域防災計画及び令和7年度合志市総合防災訓練の成果を反映 令和7年8月豪雨を踏まえた県の修正 熊本県地域防災計画及び令和7年度合志市総合防災訓練の成果を反映	115

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	3. 遺体の検視、身元確認 警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき死体取扱いを行うものとする。 死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA 型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。 4. 遺体の引き渡し 受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する市長に引き渡される。 なお、戸籍法第 92 条第 1 項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。 5. 遺体の収容 市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとし、市が遺体安置所を開設する場合、水の確保、遺体の動線、外部（家族等）視線の制御、報道対応等に留意が必要である。 なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品の確保に努める。 (1) 遺体安置所候補 ア ヴィーブル イ 合志市防災拠点センター（避難所①②） ウ 死者数が少ない場合、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との災害時における協定に基づき、「ユウベル(株)（熊本）」または「(株)セルモ」が保有する葬儀場の使用、棺及び納体袋の提供について調整する。 (2) 遺体安置所における機能の一例 搬入、受付、検死等（遺体確認、撮影、遺体清掃、携行品等確認等）、安置、身元確認（面会）、搬出		115 116

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	6. 遺体の火葬 (1) 市は、次により火葬の実施体制の確保を行う。 - ア 火葬場の被災状況の把握 - イ 死亡者数の把握 - ウ 火葬相談窓口の設置 - エ 遺体安置所の確保 - オ 作業要員の確保 - カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保 - キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達 - ク 火葬用燃料の確保 (2) 県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。 また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。 7. 災害救助法に基づく死体の搜索、死体の処理、埋葬 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。		116

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第14節 医療救護計画（健康福祉部） 大規模かつ広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、菊池郡市医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。 （追加） 1. 実施機関 (1) 災害時における医療救護は、市長が行うものとする。ただし、本市のみで実施困難な場合は、隣接地、県その他の医療機関の応援を得て実施するものとする。 (2) 災害救助法が適用された場合は、知事が行う。	第14節 医療救護活動及び保健活動実施計画（健康福祉部・こども部） 大規模かつ広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護提供体制が著しく超えた機能不全に陥った場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、菊池郡市医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等と緊密なに連携のもとし、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動及び保健活動を実施することを目的とする。 1. 基本的な考え方と実施主体 災害時における被災者の生命と健康を守るため、市は以下の基本的な考え方に基づき、各主体の役割分担を明確にして活動を実施する。 (1) 医療救護活動の実施主体と役割 医療救護活動は、主に負傷者への応急処置、疾病の診断及び治療、重症者の後方搬送などを指す。市は、派遣される医療機関等で編成される救護班を中心に、医師、看護師等の医療専門職がこれに当たるものとする。 (2) 保健活動の実施主体と役割 保健活動は、被災者の健康維持・増進、疾病予防、公衆衛生の確保、精神的ケア、生活環境の衛生管理など、より広範な公衆衛生学的・予防的な活動を指す。この活動は、主に市の保健師が中心となって実施するものとする。 (3) 実施機関 ア 災害時における医療救護活動及び及び保健活動は、市長が行うものとする。ただし、本市のみで実施困難な場合は、隣接地、県その他の医療機関及び関係機関の応援を得て実施するものとする。 イ 災害救助法が適用された場合は、知事が行うの指揮の下、医療、助産及び保健活動が実施されるものとする。	こども部に係る内容 表現修正 略号追加 保健活動追加	116

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
2. 医療施設の安全性の確保 (1) 市は、医療施設に関する安全性を確保するために、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導及び助言を行うこととする。 ア 医療施設における安全性を確保すること。 イ 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 ウ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。 エ 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。 (2) 市は、医療施設が被災した場合に、菊池地域保健医療調整現地本部等への現状報告、支援要求等が実施できる体制づくりを整備していくこととする。 3. 医療救護体制の整備 市は、小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図ることとする。また、ヘリコプターによる後方搬送体制の整備を図っていくこととする。 4. 実施方法 災害救助法が適用された場合は、知事の指揮のもとに、医療、助産救護が行われるものとするが、災害救助法が適用されない災害については、次により行うこととする。 (1) 市長は、災害が発生し、医療救助を実施する必要がある場合は、医療関係者等で救護班を編成し、派遣する。 (2) 医療助産救護の応援を県に要請する。 (3) 救護班において処置できない患者については、必要に応じ適当な医療施設へ移送する。	2. 医療施設の安全性の確保 市は、県が実施する災害時における医療施設に関する安全性を確保するために提供体制の維持のため、以下の事項に関し、必要に応じて医療施設の管理者に対し、指導及び助言を行うこととする。 (1) 医療施設における安全性をの確保することに努めること。 (2) 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。 (4) 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。 (5) 市は、医療施設が被災した場合に、菊池地域保健医療調整現地本部等への現状報告、支援要求等が実施できる体制づくりを整備していくこととする。 3. 医療救護活動の実施 災害救助法が適用されるか否かに関わらず、市長は災害発生時に以下の医療救護活動を実施する。 (1) 医療救護体制の整備 市は、小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図ることとする。また、ヘリコプターによる後方搬送体制の整備を図っていくこととするとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。 (2) 救護班の編成と派遣 市長は、災害が発生し、医療救護を実施する必要がある場合は、医療関係者等で救護班を編成し、被災地や避難所等へ派遣する。 (3) 医療救護の応援要請 市内の医療資源で対応が困難な場合は、県に対して医療救護の応援を要請する。 (4) 傷病者の移送 救護班において処置できない患者傷病者については、必要に応じて適当な医療施設へ移送する。	R7.7 防災基本計画修正の反映	116 117

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
5. 医療品、衛生材料の確保 救護班における医療のための必要な医薬品等は、従事する医療関係者の所持品を繰替使用する。ただし、所持品がない場合は、保健所又は県の指示をうけ確保する。 (新規)	(5) 医薬品←及び衛生材料の確保 救護班における医療のための必要な医薬品等は、従事する医療関係者の所持品を繰替使用する。ただし、所持品がない場合は、保健所又は県の指示をうけ確保する。断水に伴い、市からの応急的な医療用水の供給が困難な場合の県の窓口は、保健所とする。 4. 保健活動の実施 災害時における被災者の健康維持、疾病予防、公衆衛生の確保、精神的ケア等の保健活動は、主に市の保健師が中心となって実施する。 (1) 活動指針 市の保健師は合志市災害保健活動マニュアルに沿って活動することとする。 (2) 活動内容 保健師は、以下の活動を行う。 ア. 避難所等における健康相談、巡回健康チェック イ. 感染症予防、食中毒予防等の公衆衛生指導 ウ. 要配慮者（乳幼児、妊産婦、高齢者、慢性疾患患者、障がい者等）への個別支援 エ. 精神的ケア（心のケア）の提供及び専門機関へのつなぎ オ. 避難所等の生活環境、衛生状態の確認と改善指導 カ. 健康情報の収集・提供と健康教育の実施	R4.4.1 改正 「水道施設の災害等緊急時における応急対策要領」の反映	117

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第14節 食糧、供給、物資等輸送計画（安全安心課・産業振興部）（略）	第15節 食糧、供給、物資等供給及び輸送計画（安全安心課・産業振興部）（略）	計画名修正	117
（追加）	3. 非常用食料及び生活必需品の確保 (1) 基本方針 ア 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になることから、必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握、確保等の必要な対策を講じる。 イ 市は、市民及び事業者に、平常時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資等を備蓄するよう啓発する。 ウ 市は、訓練等を通じ、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 エ 市は、調達供給体制確保のため、他自治体及び民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な施設を把握しておく等、協力体制を構築して民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、協定締結等の連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。 オ 市は、災害時における業務継続の観点から、災害対策要員の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、備蓄物資が不足する場合に備え、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努める。 カ 市は、地域の特性や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、その他の物資について備蓄、調達及び輸送体制を整備し、必要物資の供給計画を定めておくとともに、物資システム等を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 キ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、少しでも快適な環境確保のため、携帯及び簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機	備蓄に関する記載の追加 R7.7 防災基本計画修正の反映	118

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄する。 これらの物資の備蓄状況については、年に1回以上点検を実施する。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。 (2) 備 蓄 基本8品目を重視し、平成28年に発生した熊本地震時の避難者数を基準に市の人口増加を考慮して各物品等の計画的な備蓄に努めるとともに、保存限度のあるものについては、計画的に購入し、品質管理及び機能の維持に努める。外国人の増加を踏まえ、その特性に応じた食料品等の備蓄について検討する。 ア 備蓄管理 「合志市備蓄計画」に基づき必要な備蓄品の購入、新たな備蓄品の決定、備蓄数の修正等を適時実施し、適切に管理する。 イ 備蓄要領 各地域の人口比率に応じた保管を重視するとともに、食料品等の消費期限のあるものは一括管理を基本とする。このため、必要に応じて保管のための倉庫を導入する。 ウ 備蓄場所 合志市防災拠点センター防災倉庫を主とし、消費期限の無い物資については、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター、御代志市民センター、須屋市民センター及び泉ヶ丘市民センターに分散保管する。	R7.7 防災基本計画修正の反映 備蓄に関する記載の追加	118 119

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
3. 救援物資の調達・輸送体制の構築 市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 市は、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員、資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。 (略) 7. 調達物資、来援物資の集積場所 調達物資、来援物資は、市役所（合志市防災拠点センター）又は総合センター（ヴィーブル）をメイン拠点とし、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター、泉ヶ丘市民センター及びふれあい館をハブ拠点として集積する。 (略)	4. 救援物資の調達・輸送体制の構築 市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともにし、その周知徹底を図るものとする。民間事業者との災害時協定に基づいて地域内輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 市は、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員、資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。 (略) 8. 調達物資、来援物資の集積場所 調達物資、来援物資は、市役所（合志市防災拠点センター）又は総合センター（ヴィーブル）をメイン拠点とし、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター、泉ヶ丘市民センター、御代志市民センター及びふれあい館をハブ拠点として集積する。 (略)	R7.7 防災基本計画修正の反映 表現修正 ハブ拠点の追加による輸送の効率化	119

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第15節 給水計画（水道局） （略） 1. 実施機関 (1) 飲料水供給の実施は、災害救助法のその他により市長が行うものとし、本市限りでの処理が不可能な場合は、県に報告又は近隣市町村、県、国、その他の関係機関に応急給水に関する要請を行い、飲料水を緊急確保する。 （略） 5. 飲料水以外の生活用水の確保 市は、地下水採取者等の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。	第16節 給水計画（水道局） （略） 1. 実施機関 (1) 飲料水供給の実施は、災害救助法のその他により市長が行うものとし、本市限りでの処理が不可能な場合は、県に報告又は近隣市町村、県、国、その他の関係機関に応急給水に関する要請を行い、飲料水を緊急確保する。 市は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。 市は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握して応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。 また、市は、災害の発生時に上下水道の構造等を勘案し、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。 （略） 5. 飲料水以外の生活用水の確保 市は、地下水採取者等の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。 また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。 さらに、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。	県計画を参考に追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 表現修正 R7.7 防災基本計画修正の反映 県計画を参考に追記	120 121

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第 1 6 節 生活必需品供給計画（安全安心課・健康福祉部・産業振興部） （略） 2. 救助法に基づく措置 （略） (5) 生活必需品の円滑な提供 市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資及び資機材の供給や物資の調達及び輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行う。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 第 2 0 節 交通規制計画（安全安心課・都市建設部） （略） 4. 道路交通規制等 （略） (2) 道路啓開等 （略） 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、火山災害における火山噴出物の除去を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 (追加)	第 1 7 節 生活必需品供給計画（安全安心課・健康福祉部・産業振興部・こども部） （略） 2. 救助法に基づく措置 （略） (5) 生活必需品の円滑な提供 市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資及び資機材の供給や物資の調達及び輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援新物資システム（B-P L o）等を活用して情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行う。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 第 2 0 節 交通規制計画（安全安心課・都市建設部） （略） 4. 道路交通規制等 （略） (2) 道路啓開等 （略） 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、火山災害における火山噴出物の除去を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。	子供に関する事項が含まれる R7.7 防災基本計画修正の反映 R7.7 防災基本計画修正の反映	122 126

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第20節 防疫計画（市民生活部・健康福祉部） 災害によって被害を受けた地域、又は当該市民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施し、り災市民の民心の安定を図るものとする。 1. 実施責任 市長が責任をもって被災地帯の防疫を行うものとし、本市のみで実施することが困難な場合は、県又は隣接市町及び関係機関の応援協力のもとに実施する。 2. 防疫班の編成 県及び市は、感染患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒その他必要な予防措置等を講ずるための防疫班を編成する。 (1) 検病調査班の編成及び調査対象 県と連携し、市民対策部及び健康対策部を中心に調査班を編成する。（1班3名程度） (2) 防疫班 衛生担当職員3名及び作業員4名をもって編成する。	第21節 防疫計画（市民生活部・健康福祉部・子ども部） 災害によって被害を受けた地域、又は当該市民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施し、り災市民の民心の安定を図るものとする。 1. 実施責任 市長がは、知事の指示にしたがい責任をもって被災地帯の防疫を行うものとし、本市のみで実施することが困難な場合は、県又は隣接市町及び関係機関の応援協力のもとに実施する。 2. 防疫班の編成組織、実施方法等 県及び市は、感染患者の発生状況を的確に把握し、患者→及び保菌者の早期発見に努め、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒その他必要な予防措置等を講ずるための防疫班を編成する。 (1) 検病調査班の編成及び調査対象 県と連携し、市民対策部及び健康対策部を中心に調査班を編成する。（1班3名程度） 県は、感染症の発生状況を調査するため、検病調査班（医師1名、保健師（又は看護師）1名及び助手1名）を編成する。 検病調査1コ班の調査能力は、おおむね1日当たり10戸（30人）、対象人員、実施予定回数等を考慮して必要な調査班が編成されて派遣される。 滞水地域においては、週1回以上、集団避難所においては、随時行われる。 (2) 防疫班の編成 衛生担当職員3名及び作業員4名をもって編成する。 市は、必要な場所及び物件の消毒、そ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。 防疫班は、災害の発生状況、規模等に応じて消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。	子ども等も関連するため 表現修正 根拠の追加 （県計画参照） 県計画参照 県計画参照 県計画参照 し、編成内容を修正 検病調査班は 県が編成	126 127

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(略) 3. 防疫の種別及び方法 (1) 検病調査及び健康診断は、県が実施責任として行うものであるが、県の診療班と協力して滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的かつ段階的に順次に行う。 (2) 災害地の感染症を予防するため、種類、対象、期間等を定めて県と協同して臨時予防接種を実施する。 (3) 知事の指示に基づいて、本市防疫班は次の要領により消毒活動等を実施する。 ア 浸水家屋、下水、その他、不潔場所の消毒等を実施する。 イ 避難場所の便所、その他、不潔場所の消毒等を実施する。 ウ 状況によって、野生のねずみ、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。 エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び野菜等の消毒について、衛生上指導を行う。 (4) 災害地に感染症患者が発生、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとることとする。感染症病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。	県は、市町村の要請があった場合は、防疫班を編成して派遣するものとする。 市は、防疫活動のための薬剤、器具、機材等を整備し、あらかじめ周到に準備する。 (略) 3. 防疫の種別及び方法 (1) 検病調査及び健康診断は、県が実施責任として行うものであるが、県の診療班と協力して下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、又は滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的かつ段階的に順次に行う。 検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第17条の規定により県が健康診断を実施する。 (2) 災害地の感染症を予防するため、予防接種法に基づき、種類、対象、期間等を定めて県と協同して臨時予防接種を実施する。 (3) 知事の指示に基づいて、本市防疫班は次の要領により消毒活動等を実施する。 ア 浸水家屋、下水、その他、不潔場所の消毒等を実施する。 イ 避難場所の便所、その他、不潔場所の消毒等を実施する。 ウ 状況によって、野生のねずみ、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。 エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び野菜等の消毒について、衛生上指導を行う。 (4) 災害地避難所等に感染症患者が発生、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置をとることとするとともに、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。感染症病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。	県計画参照 根拠の表示 県計画参照	127

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
4. 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。 5. 避難所の防疫措置 市長は、避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図るものとする。 (1) 避難者の検病調査 避難者に対しては、発病を防ぐため少なくとも1日1回検病調査を実施する。 (2) 衛生消毒剤の撒布等 避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾールなどによる消毒、クレゾール石けん液等の適当な場所への配置、手洗いの励行などについて指導する。 (3) 給食従事者の健康診断 避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておく。	(5) 知事が、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合、市は生活用水の供給を実施する。 (6) 知事は、主要災害地の市町村に対して直ちに担当職員を現地に派遣し、実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立及び具体的実施方法等の指導にあたるものとする。 4. 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。 5. 避難所の防疫措置 市長は、避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図るものとする。 (1) 避難者の検病調査 避難者に対しては、発病を防ぐため少なくとも1日1回検病調査健康チェックを実施する。 (2) 衛生消毒剤の撒布等 避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾールなどによる消毒、クレゾール石けん液等の適当な場所への配置、手洗いの励行などについて指導する。 (3) 給食従事者の健康診断チェック等 避難所等への給食（炊事、配食等）作業に従事する職員については、必ず健康診断チェックの実施及び衛生指導を受けるとともに、ボランティア等に対して注意喚起を実施しておくする。	県計画参照 (追加) 検病調査は県が実施する伝染病検査であり、健康チェック程度に修正 炊出し等に健康診断受診の義務はないため、健康チェック及び衛生指導とし、ボランティアに対する注意喚起を記載	127

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第22節 清掃計画（市民生活部） 災害時における生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。 1. 実施責任者 市が被災地における清掃業務を実施し、市のみでは実施困難な場合は、県又は隣接市町の応援を要請して行う。 （略） 4. し尿処分 (1) し尿の収集運搬方法 ア 収集不能の地域に対する容器の配布 汲取り車又は運搬車によることができない地域については、特殊な方法を検討考案し、実施する。 イ 汲取りの制限 被災地域での処理能力が及ばない場合には、当面の措置として便槽容量の2割～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするものとする。 ウ 処分 し尿処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ、一定の地下投棄の方法によって処分するよう特別に簡易処理場をつくるものとする。 (2) 野外仮設トイレの設置 被災地における野外仮設トイレの設置は、市民対策部が市長と協議のうえ、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しない場所を選定して早急に設置するものとする。 また、閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に埋設する。 （略）	第22節 清掃計画（市民生活部・下水道課） 災害時における清掃及び排せつ物の処分を適正に行い、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。 1. 実施責任者 市が被災地における清掃業務を実施し、市のみでは実施困難な場合は、県又は隣接市町の応援を要請して行う。また、下水道施設が破損するなどの被害が生じた場合については、合志市下水道BCP（業務継続計画）に基づき、下水道課と連携して対応するものとする。 （略） 4. 屋外トイレの設置及びし尿処分 (1) 野外仮設トイレの設置 下水道処理施設の損傷などで施設が使用できない場合を含め、被災地における野外仮設トイレの設置は、市民対策部及び下水道課が市長と協議のうえ、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しない場所を選定して早急に設置するものとする。 また、閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に埋設する。 (2) し尿の収集運搬方法 ア 収集不能の地域に対する容器の配布 汲取り車又は運搬車によることができない地域については、特殊な方法を検討考案し、実施する。 イ 汲取りの制限 被災地域での処理能力が及ばない場合には、当面の措置として便槽容量の2割～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするものとする。 ウ 処分 し尿処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ、一定の地下投棄の方法によって処分するよう特別に簡易処理場をつくるものとする。 （略）	清掃及び排せつ物処分の明記 下水管や処理施設が損傷した場合は下水道課とも連携する必要があるため 合志市の汲取り戸数は約 200 世帯であり制限の可能性は低いため	128

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第22節 廃棄物処理計画（市民生活部・健康福祉部） 災害時における廃棄物収集を迅速に行うことにより、公衆衛生の万全、がれき撤去等の作業効率向上を図るものとする。 （略） 2. 廃棄物対策班の編成 担当は市民対策部が担当し、廃棄物対策を効率的に実施するために廃棄物対策班を編成するものとする。 3. 廃棄物の収集及び処分 （略） (2) 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処分 ア 被害状況の確認 （略） また、速やかに処分が行えない場合は災害廃棄物の一時保管所を設置し、収集した廃棄物を保管する。 （略） (4) 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。 また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別、排出方法等に係る広報及び周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	第23節 廃棄物処理計画（市民生活部・健康福祉部） 災害時における廃棄物収集を迅速に行うことにより、公衆衛生の万全、がれき撤去等の作業効率向上を図るものとする。 また、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練等を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。 （略） 2. 被害状況調査の体制及び廃棄物対策班の編成 (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設及び設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。 (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。 (3) 担当実務は市民対策部が担当し、廃棄物対策を効率的に実施するために廃棄物対策班を編成するものとする。 3. 廃棄物の収集及び処分 （略） (2) 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処分 ア 被害状況の確認 （略） また、速やかに処分が行えない場合は災害廃棄物の一時保管所を設置し、収集した廃棄物を保管する。この際、一時保管場所の候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても、あらかじめ実施するよう努める。 （略） (4) 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。 また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別、排出方法等に係る広報及び周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	R7.8 豪雨を踏まえ県独自修正 県計画を参考に追記 県災害廃棄物処理計画改定による修正 県災害廃棄物処理計画改定による修正	128 129 130

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第 4 章 災 害 復 旧 計 画 第 1 節 災害復旧及び復興の基本方向（各部局） （略） 追 加 （略） 第 3 節 農林水産施設災害復旧計画（産業振興部） 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。 （略） 3. 対象事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第 2 条に規定する農林水産業施設とは、次のような施設である。 (1) 農地にあつては、田、畑及びわさび田 (2) 農業用施設にあつては、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防（海岸を含む。）、道路、橋梁及び農地保全施設 （略） 第 4 節 その他の災害復旧計画（都市建設部・教育委員会教育部） （略） （追加）	第 4 章 災 害 復 旧 計 画 第 1 節 災害復旧及び復興の基本方向（各部局） （略） このため、市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努める。 （略） 第 3 節 農林水産施設災害復旧計画（産業振興部） 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。 （略） 3. 対象事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第 2 条に規定する農地及び農林水産業施設とは、次のような施設である。 (1) 農 地 にあつては、田、畑及びわさび田 耕作の目的に供される土地 (2) 農業用施設 にあつては、 かんがい用排水施設、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防 （海岸を含む。）、農業用道路、橋梁及び農地保全施設 （略） 第 4 節 その他の災害復旧計画（市民生活部・都市建設部・教育委員会教育部） （略） (4) 被災家屋等の解体及び撤去 被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として市が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。災害の規模等により基準が異なるため、環境省や県に確認し、補助金の対象となる場合は、本市で公費解体を行う。	R7.7 防災基本計画修正の反映 合志市に漁業実施者なし。 農地と施設は異なるため追記 第 2 条に不記載のため先所表現修正 市民生活部追加（公費解体）	133 134 135

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第5節 被災農林業の経営安定計画（産業振興部） 被災した農林業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等の支援を国、県、融資機関及び関係機関と連携し、次のとおり実施する。 （略） 6. その他 前2、3、4の概要は、資料編のとおりである。 第6節 被災中小企業振興計画（産業振興部） 県は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的として、次のとおり実施する。 （略） 第7節 被災者自立支援対策計画（健康福祉部） 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。	第5節 被災農林業の経営安定計画（産業振興部） 被災した農林業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等の支援を国、県、融資機関及び関係機関と連携し、次のとおり実施する。さらに、被災農林業者が速やかに事業再開できるよう、ニーズに合った支援を実施するとともに、災害に強い産地づくりに向けた中長期的な支援を継続する。 （略） 6. その他 前2、3、4の概要は、熊本県地域防災計画「資料編」のとおりである。 第6節 被災中小企業振興計画（産業振興部） 県は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的として、次のとおり実施する。 この際、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるとともに、再建を目指す事業者が復旧を完了できるよう支援する。 （略） 第7節 被災者自立支援対策計画（健康福祉部・こども部） 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。	県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン 追記 県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン 表現修正	136 137

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(追加) 1. り災者に対する生活相談 県は、り災者の生活相談に対応するため、必要に応じてケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、り災者の自立安定を図るものとする。 また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行うものとする。 (略) 5. 被災者台帳の作成等 市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	1. 被災者に対する生活支援等 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活及び住まいの再建支援を図る必要がある。また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施する。 さらに、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。 2. り被災者に対する生活相談 県は、り被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、り被災者の自立安定を図るものとする。り、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行うものとする各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立することとなっている。 市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努めるとともに、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力する。 (略) 5-6. 被災者台帳の作成等 市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	県計画を参考に追記 県独自の修正 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン R7.7 防災基本計画修正の反映 県計画を参考に追記 行政評価事務所が指定地方行政機関に指定されたことを受けた修正 R7.7 防災基本計画修正の反映	P 137 138

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(追加)	7. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等 市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や不動産鑑定士や行政書士等士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努める。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。 併せて、当該業務を支援するシステムの導入や活用について検討する。	県計画を参考に追記 R7.7 防災基本計画修正の反映 県独自の修正 令和7年8月豪雨の初動対処検証	138
第8節 地震災害対策計画（安全安心課） （略） 5. 災害状況の把握及び広報 (1) 災害の緊急把握 災害状況の収集は、第3章第7節「情報収集・共有及び被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じて災害状況の把握に努める。 （略） (2) 市民に対する広報 大地震における災害情報の市民に対する広報は、第3章第8節「広報計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、災害情報、災害応急対策、再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。 （略）	第8節 地震災害対策計画（安全安心課） （略） 5. 災害状況の把握及び広報 (1) 災害の緊急把握 災害状況の収集は、第3章第7節「情報収集一及び共有及び並びに被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じて災害状況の把握に努める。 （略） (2) 市民に対する広報 大地震における災害情報の市民に対する広報は、第3章第8節「広報計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、災害情報、災害応急対策、災害廃棄物の排出方法、仮置き場の設置、再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。 （略）	県計画を参考に追記	139

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規) 第9節 罹災証明書の発行（安全安心課・市民生活部） （略） 7．罹災証明書	第9節 大規模火災対策計画（安全安心課・市民生活部・都市建設部） 1．計画的復興の進め方 市及び県は、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。 2．被災者等の生活再建等の支援 市及び県は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報及び連絡体制を構築するものとする。 3．被災中小企業の復旧その他経済復興の支援 市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。 第10節 罹災証明書等の発行（安全安心課・市民生活部） （略） 7．罹災証明書の様式等	R7.7 防災基本計画修正の反映 被災証明についても記載 記載内容を考慮	141

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前			修正後			修正理由等		P
			職員配置体制					
災害対策本部設置前の情報収集体制						災害対策本部		
情報連絡室			災害警戒本部					
設置目的		被害情報等収集、市民及び職員に対する警報伝達等を実施して災害発生時の初動対応に万全を期す。	設置目的		高齢者等避難又は避難指示発令の為に必要な情報収集を実施して災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。	設置目的		風水害や地震等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため
任務		情報収集、警報伝達、自主避難所の開設等を実施	任務		情報収集、避難情報の発令、避難所開設、災害対策本部開設準備等を実施	任務		災害応急措置の迅速かつ確実な推進
設置基準	地震	震度4又は長周期地震動階級3以上、南海トラフ地震臨時情報※が発表された場合	設置基準	地震	震度5弱若しくは震度5強の地震が発生又は長周期地震動階級3が発表された場合	設置基準	地震	市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。又は長周期地震動階級4が発表された場合
	地震以外	レベル3の気象警報発表又は線状降水帯半日前予測発表時に防災気象情報レベル2大雨注意報及びレベル2土砂災害注意報が発表された場合、或いは自主避難所を開設した場合		地震以外	線状降水帯半日前予測発表時にレベル3の気象警報が発表、レベル3の気象警報が2つ以上発表又は発表の可能性が有る場合		地震以外	線状降水帯半日前予測発表時にレベル3大雨警報又はレベル3土砂災害警報が発表された場合あるいはレベル4の危険警報以上が発表され、指定避難所を開設し、避難指示を発令する場合 その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。
設置責任		総務部長に報告し、安全安心課長が設置	設置責任		市長に報告し、3総務部長が設置	設置責任		災害対策本部長（市長）
参集範囲		情報連絡班及び市民対応班以外は安全安心課長の指示による	参集範囲		地震以外は総務部長以下の警戒本部要員 地震時は震度5弱では「部長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅待機又は連絡が取れる体制、震度5強では「課長職以上」とし、その他は同じ。	参集範囲		地震：全職員 地震以外：対策本部全員
※安全安心課対応			長 編 成			本部長 市長		
安全安心課長	長	編 成	総務部長	①総括班	安全安心課 必要により安全安心課OB	副本部長		
	情報連絡班	安全安心課		②総務班	総務課、選挙管理委員会 会計課、監査委員事務局	副市長、教育長		
		都市建設部 水道局 産業振興部			市民課、税務課、環境衛生課	本部員 オブザーバー		
	市民対応班	総務課		③情報班		財政課、管財課	対策部	
	自主避難所 開設・運営班	生涯学習課			④広報班	企画課	各部局等	
	避難所班	動員計画		⑤避難所支援班		学校教育課、生涯学習課	被害認定調査チーム	
⑥援護班	福祉課、高齢者支援課 健康ほけん課 こども未来課、こども家庭課	⑦土木班			農政課、建設課、都市計画課 都市整備室、下水道課、水道課	※チーム設置時		
	⑧物資輸送班			商工振興課、農業委員会事務局				
				⑨連絡調整班			秘書政策課	
						対策本部支援室		
						室長 総務部長		
						班 総括班、総務班 情報班、広報班 避難所支援班 援護班、土木班 物資輸送班 連絡調整班		
						班員 各課員		

新たな防災気象情報の基準変更に基づく修正

153

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後		修正理由等	P
特別警報・警報・注意報の基準等		特別警報・ 警報・注意報 の基準等、 降灰予報の発表イメージ		新たな防災気象情報の基準に変更されるため削除	154
1. 気象等に関する特別警報の発表基準 (略)		1. 気象等に関する特別警報の発表基準 (略)			
2. 火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準 (略)		2. 火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準 (略)		新たな防災気象情報の基準に変更されるため削除	155
3. 合志市注意報・警報基準一覧 警報・注意報発表基準一覧表 令和7年5月29日現在発表官署 熊本地方気象台		3. 合志市注意報・警報基準一覧 4. 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 3. 降灰予報の発表			
合志市	府県予報区 一次細分区 市町村等をまとめた地域	熊本県 熊本地方 山鹿菊池			
警口報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	28 185		
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準※1 指定河川洪水予報による基準	塩湊川流域＝10.1、堀川流域＝20.2 － －		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm		
注意報	大雨	雨量基準 土壌雨量指数基準 流域雨量指数基準 複合基準 指定河川洪水予報による基準	19 100 塩湊川流域＝8、堀川流域＝16.1 － －		
	強風	平均風速	10m/s		
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 8 cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合	－		
	融雪	－	－		
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 85% 積雪の深さ 100 cm 以上で、次のいずれか 1 □気温 8℃以上の好天 2 □低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm 以上	－ － － －		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続く予想された場合 冬期：平地で最低気温が -5℃以下	－ －		
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温 3℃以下	－		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃～2℃	－		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

修正後		修正理由等	P
特別警報・ 警報・注意報 の基準等、 降灰予報の発表イメージ		新たな防災気象情報の基準に変更されるため削除	154
1. 気象等に関する特別警報の発表基準 (略)			
2. 火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準 (略)		新たな防災気象情報の基準に変更されるため削除	155
3. 合志市注意報・警報基準一覧 4. 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 3. 降灰予報の発表			

(噴火のイメージ)

火山の近くで降灰や小さな噴石の落下が始まる

噴火発生後、10分程度で噴火が収まる

火山から離れた場所で降灰が始まる

①噴火前 ②噴火直後 ③噴火後

①降灰予報(定時) 噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、の落下範囲を計算し、定期的に発表します

②降灰予報(速報) 噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します

③降灰予報(詳細) 噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します

※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがある。

※降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後		修正理由等	P
安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表チェックリスト 1 【市町村】氏名等公表業務チェックリスト		安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表チェックリスト 1 【市町村】 氏名等公表業務チェックリスト（安否不明者・行方不明者）		表題明確化	156
NO	内 容	NO	内 容	表現修正	
1	県警、消防及び関係機関に対し、同機関が把握している安否不明者、行方不明者の情報を提供しよう依頼する。	1	県警、消防及び関係機関に対し、同機関が把握している安否不明者、行方不明者の情報を提供しよう依頼する。		
2	安否不明者、行方不明者の数を県防災情報共有システムに入力する。	2	安否不明者、行方不明者の数を県防災情報共有システムに入力する。		
3	安否不明・行方不明が災害に起因するものかについて、市町村長まで確認のうえ判断を行う。	3	安否不明・行方不明が災害に起因するものかについて、市 町村 長まで確認のうえ判断を行う。		
4	災害に起因する安否不明・行方不明と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。	4	災害に起因する安否不明・行方不明と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。		
5	住民基本台帳の閲覧制限がない場合、安否不明者・行方不明者の公表用名簿を作成する。名簿掲載項目…住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別	5	住民基本台帳の閲覧制限がない場合、安否不明者・行方不明者の公表用名簿を作成する。名簿掲載項目…住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別		
6	公表用名簿を県危機管理防災課に送付する。	6	公表用名簿を県危機管理防災課に送付する。		
7	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市町村も公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとしてもかまわない。	7	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市 町村 としても公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクと してもかまわない する。	表現修正	
8	安否が判明した場合は、公表用名簿から削除し、その旨を県危機管理防災課に連絡する。	8	安否が判明した場合は、公表用名簿から削除し、その旨を県危機管理防災課に連絡する。		
9	安否不明者の氏名等を公表して一定期間が経過した場合、県危機管理防災課と調整の上、行方不明者に切り替える。	9	安否不明者の氏名等を公表して一定期間が経過した場合、県危機管理防災課と調整の上、行方不明者に切り替える。		
10	安否不明者から行方不明者への切り替えの場合は、安否不明者の公表用名簿を行方不明者用に作成し直し、同名簿を県危機管理防災課に送付する。	10	安否不明者から行方不明者への切り替えの場合は、安否不明者の公表用名簿を行方不明者用に作成し直し、同名簿を県危機管理防災課に送付する。	表内 4、5、7、9 スペース削除 定義の付記	

安否不明者：当該災害が原因で所在不明となっている者
 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前			修正後			修正理由等	P
2 【市町村】氏名等公表業務チェックリスト			2 【市町村】 氏名等公表業務チェックリスト (死者)			表題明確化	157
NO	内□□容	チェック	NO	内□□容	チェック	表現修正 表内1スペース削除	
1	県警の検視結果等を基に、災害に起因する死者と認められるかについて、市町村長まで確認のうえ判断する。		1	県警の検視結果等を基に、災害に起因する死者と認められるかについて、市 町村 長まで確認のうえ判断する。			
2	災害に起因する死者と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。		2	災害に起因する死者と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。			
3	死者数を県防災情報共有システムに入力するとともに、氏名等の情報について、管轄の広域本部・地域振興局に直接電話で連絡する。		3	死者数を県防災情報共有システムに入力するとともに、氏名等の情報について、管轄の広域本部・地域振興局に直接電話で連絡する。			
4	災害に起因する死者の公表用名簿を作成する。 名簿に掲載する項目 ①住民基本台帳の閲覧制限がない者 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等 ②住民基本台帳の閲覧制限がある者 年代、性別、居住市町村、死因等		4	災害に起因する死者の公表用名簿を作成する。 名簿に掲載する項目 ①住民基本台帳の閲覧制限がない者 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等 ②住民基本台帳の閲覧制限がある者 年代、性別、居住市町村、死因等			
5	作成した名簿を県危機管理防災課に送付する。		5	作成した名簿を県危機管理防災課に送付する。			
6	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市町村も公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとしてもかまわない。		6	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市 町村 としても公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクと してもかまわない する。		表現修正 定義の付記	
			死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者（災害関連死を除く。）				

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
物資配分の要領 	物資配分の要領	御代志市民センターをハブ拠点とし、須屋市民センターは黒石防災拠点センターからの受領へ変更	159

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
	物資輸送の要領 凡 例 輸 送 : → 受 領 : ← 受 領 : ←	御代志市民センターをハブ拠点とし、須屋市民センターは黒石防災拠点センターからの受領へ変更	160

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後		修正理由等	P
避難情報等の判断基準・伝達について		避難情報等の判断基準・伝達について			
2 土砂災害 (略)		2 土砂災害 (略)			
(2) 避難情報の基準		(2) 避難情報の基準			
高齢者等避難 【警戒レベル3】	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）は、避難情報の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表される。 ○この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル（赤色）が出現（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）する場合、高齢者等避難を発令する。	高齢者等避難 【警戒レベル3】	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）は、避難情報の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表される。 「レベル3土砂災害警報」は、3～6時間先までに「レベル4土砂災害危険警報」の基準に達すると予想したときに限り発表する。 ○この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル（赤色）が出現（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）する場合、高齢者等避難を発令する。	新たな防災気象情報の基準による	162
避難指示 【警戒レベル4】	○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。	避難指示 【警戒レベル4】	○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】） 「レベル4土砂災害危険警報」は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害 警戒情報危険警報 （警戒レベル4相当情報 【土砂災害】 ）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。		
緊急安全確保 【警戒レベル5】	○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）の発表をもって直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。 ○家屋倒壊、道路崩壊等、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合、直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。	緊急安全確保 【警戒レベル5】	○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】） 「レベル5土砂災害特別警報」は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】） 「レベル5土砂災害特別警報」の発表をもって直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。 ○家屋倒壊、道路崩壊等、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合、直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
3 避難情報等の伝達手段と伝達方法	3 避難情報等の伝達手段と伝達方法	指定福祉避難所は避難希望者を確認して開設を決定	163

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前					修正後					修正理由等	P
6 避難情報等の基準（共通） 避難情報等は以下の基準を参考に、洪水や土砂災害に関する情報、今後の気象予測及び土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的な判断をして発令します。					6 避難情報等の基準（共通） 避難情報等は以下の基準を参考に、洪水や土砂災害に関する情報、今後の気象予測及び土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的な判断をして発令します。						
警戒レベル	区分	現地情報等による基準	洪水に関する情報※1	土砂災害に関する情報※1	警戒レベル	区分	現地情報等による基準	河川氾濫及び外水氾濫に関する情報※1	土砂災害に関する情報※1	新たな防災気象情報の基準による	166
1	災害への心構えを高める	警報級の可能性	－	－	1	災害への心構えを高める	警報級の可能性	－	－		
2	避難に備え自らの避難行動を確認する	大雨注意報 洪水注意報	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）：黄色	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：黄色※2	2	避難に備え自らの避難行動を確認する	大雨注意報 洪水注意報	・氾濫注意情報 ・レベル2大雨注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）：黄色	・レベル2土砂災害注意報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：黄色※2		
3	高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）	氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）：赤色	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）：赤色※2	3	高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）	・氾濫警戒情報 ・レベル3大雨警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）：赤色	・レベル3土砂災害警戒報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）：赤色※2		
4	避難指示 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	近隣で災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、斜面のひび割れ）が見られる。	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 危険：紫色	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（危険）：紫色□※2	4	避難指示 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	近隣で災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、斜面のひび割れ）が見られる。	・氾濫危険情報 ・レベル4大雨危険警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 危険：紫色	・レベル4土砂災害危険警戒報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（危険）：紫色□※2		
5	緊急安全確保※1	既に災害が発生又は緊迫している。	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）：黒色	・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（災害切迫）：黒色※2	5	緊急安全確保※1	既に災害が発生又は緊迫している。	・氾濫発生情報 ・レベル5大雨特別警戒報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）：黒色	・レベル5土砂災害特別警戒報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（災害切迫）：黒色※2		
※1 「洪水に関する情報」、「土砂災害に関する情報」の各情報は、対応する警戒レベル・区分に「相当する」情報であるため、実施責任者は各情報を参考に各警戒レベル・区分の発令を判断する。 （略）					※1 「河川氾濫及び外水氾濫に関する情報」、「土砂災害に関する情報」の各情報は、対応する警戒レベル・区分に「相当する」情報であるため、実施責任者は各情報を参考に各警戒レベル・区分の発令を判断する。 （略）						